

工作機械

Machine Tools & Manufacturing Technology



一般社団法人 日本工作機械工業会
JAPAN MACHINE TOOL BUILDERS' ASSOCIATION

特集
EU宇宙法(EUSA)案の概要

一般社団法人 日本工作機械工業会

2026

7

NO.284

一般社団法人 日本工作機械工業会会員会社一覧

2026.7.1現在 115社(50音順)

あ

アイダエンジニアリング株式会社
株式会社アマダ

い

イグス株式会社
株式会社池貝
株式会社イワシタ

え

株式会社エグロ
エヌ・エス・エス株式会社
FNS株式会社
株式会社エレニックス
エンシュウ株式会社

お

株式会社オーエム製作所
株式会社大垣鉄工所
オークマ株式会社
大島機工株式会社
株式会社大宮マシナリー
株式会社岡本工作機械製作所
小川鉄工株式会社

か

株式会社カシフジ
株式会社唐津プレシジョン
株式会社神崎高級工機製作所

き

キタムラ機械株式会社
共和産業株式会社
株式会社キリウ
株式会社紀和マシナリー

く

グルンドフォスポンプ株式会社
株式会社クロイツ
黒田精工株式会社

こ

小池酸素工業株式会社
コマツNTC株式会社
株式会社コンドウ

さ

株式会社サイダ・UMS
株式会社桜井製作所
株式会社サワイリエンジニアリング

し

株式会社C&Gシステムズ
株式会社シーイーシー
シーメンス株式会社
株式会社ジェイテクト
株式会社ジェイテクトグライディングツール
株式会社ジェイテクトハイテック
株式会社ジェイテクトマシンシステム

し

ジェービーエムエンジニアリング株式会社
株式会社シギヤ精機製作所
株式会社静岡鐵工所
シチズンマシナリー株式会社
SYNOVA JAPAN株式会社
芝浦機械株式会社
株式会社シマダマシンツール
新日本工機株式会社

す

スター精密株式会社
住友精密工業株式会社

せ

西部電機株式会社
清和ジーテック株式会社
株式会社ゼネテック

そ

株式会社そうぎょう
株式会社ソディック
株式会社ソフィックス

た

大昭和精機株式会社
大日金属工業株式会社
高松機械工業株式会社
株式会社TAKISAWA
株式会社武田機械

つ

株式会社ツガミ
津根精機株式会社

て

DMG森精機株式会社
株式会社テクトレージ
テラル株式会社

と

株式会社東京精機工作所
株式会社東京精密
東洋精機工業株式会社
トーヨーエイテック株式会社

な

中村留精密工業株式会社

に

株式会社ニイガタマシンテクノ
株式会社西田機械工作所
株式会社日進機械製作所
ニデックオーケーケー株式会社
ニデックマシンツール株式会社
日本スピードショア株式会社
日本精機株式会社
日本電子株式会社

の

株式会社野村製作所
野村DS株式会社

は

HAWEジャパン株式会社
ハイマージャパン株式会社
株式会社白山機工
浜井産業株式会社

ひ

ヒノデホールディングス株式会社

ふ

ファナック株式会社
株式会社FUJI
株式会社不二越
フジ産業株式会社
富士電子工業株式会社
株式会社プライオリティ
ブラザー工業株式会社
ブルーム - ノボテスト株式会社

へ

株式会社平安コーポレーション
ベッコフオートメーション株式会社

ほ

豊和工業株式会社
ホーコス株式会社

ま

マーボス株式会社
株式会社牧野フライス製作所
株式会社松浦機械製作所

み

三井精機工業株式会社
株式会社三井ハイテック
株式会社ミツトヨ

三菱電機株式会社
ミロク機械株式会社

む

村田機械株式会社

や

安田工業株式会社
株式会社山崎技研
ヤマザキマザック株式会社
山科精器株式会社

り

リックス株式会社

れ

レニショー株式会社

ろ

碌々スマートテクノロジー株式会社

わ

株式会社和井田製作所

工作機械

2026年7月 No.284

目次

■ 特集 EU宇宙法（EUSA）案の概要 （日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義）	2
■ 日工会行事 第17回定時総会	24
2026年日韓工作機械工業会協議会	25
■ 私の趣味・特技 「業務と競技の両立を目指して～ソディック相撲部の挑戦～」 （株式会社ソディック 相撲部）	26
■ 販社鏡 ～販売青春時代～ 「私が山善マンになるまで」 （日本工作機械販売協会・理事 岩瀬 英治）	30
■ 特許のお知らせ	32
■ 税務あれこれ 「企業グループ間取引の書類の保存等について」（令和8年度税制改正③） （朝日税理士法人）	34
■ 海外情報	36
■ 理事会・委員会報告	45
■ 掲示板	52
■ 金属工作機械統計資料	53
■ 会員名簿	60
■ 編集後記	62

EU宇宙法(EUSA)案の概要

日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義

はじめに

EUでは、欧州委員会が2025年6月25日に発表した「EU宇宙法(EU Space Act)」案[1]（以下「EUSA」とする）の審議が進み始めている。

宇宙ベースのデータや宇宙サービスの需要拡大や衛星の製造・打ち上げコストの低下を背景に、宇宙活動は世界的に急拡大しており、新たな民間事業者の参入も進んでいる。これに対応して、一部加盟国は宇宙活動の監督を義務付ける国際法上の責務を反映した国内法を整備しているが、その内容は国ごとに異なり、規制の断片化によって域内市場の分断が生じている。今後さらに加盟国による法整備が進めば、この分断が拡大するおそれがある。また、宇宙インフラの安全性やレジリエンス、環境持続可能性に関する各国の規制の違いは、宇宙ベースのデータや宇宙サービスの円滑な提供を妨げ、EU宇宙産業の競争力や国境を越えたバリューチェーンにも悪影響を及ぼしかねない。

こういった状況からEUは、宇宙分野における域内市場の発展と機能強化を目的とし

て、共通の法的枠組みの整備を進めている。具体的には以下の4つの課題に取り組むことを目指している。

- ・イノベーションを促進し、安定的かつ予測可能で競争力のある事業環境を実現するため、宇宙ベースのデータや宇宙サービスの提供に関するEU共通の法制度を確立する。
- ・宇宙物体の追跡可能性を確保し、スペースデブリ（宇宙ごみ）の発生を抑制することで、宇宙活動の安全性を高める。
- ・宇宙インフラに特有のサイバーセキュリティ上のリスク評価枠組みを整備し、宇宙活動のレジリエンスを強化する。
- ・宇宙活動の環境負荷を評価する共通手法を策定し、その持続可能性を高める。

EUSAは、事業者に法的確実性を提供するとともに、宇宙活動の急速な拡大に伴うリスクに対応し、宇宙の長期的な利用可能性を確保することを目的とする。フォン・デア・ライエン欧州委員長の政治指針（一般教書演説）¹やドラギレポート²は宇宙分野を戦略的重要分野と位置付け、EU共通の法制度の早期整備を提言した。また、加盟国、各国

議会、宇宙産業界も、域内市場の分断防止、公正な競争条件の確保、国際競争力の強化の観点から、明確で予測可能な法的枠組みの整備を支持している。HEU間では宇宙関連分野の協力の機運が高まっており、EUで活動する第三国の宇宙事業者も対象とするEUSAは、その動向にも影響を及ぼす可能性がある。本稿では、EUSAの主な条項について概説する。

表1 EU宇宙法(EUSA)案の構成

出所：EU宇宙法案 [1] より作成

■タイトルI：一般規定			第26条	EUにおける宇宙サービス及び宇宙ベースのデータの提供
第1条	対象事項		第27条	宇宙ベースのデータの一次提供者に対する要件
第2条	適用範囲		■タイトルIII：ガバナンスの側面	
第3条	自由な移動		第I章：加盟国におけるガバナンス	
第4条	国家安全保障条項		セクション1：所管当局	
第5条	定義		第28条	所管当局の指定または設置
■タイトルII：宇宙活動の認可及び登録			第29条	EUの宇宙事業者に関する監督業務
第I章：EU宇宙事業者に対する認可			第30条	監督権限
第6条	宇宙活動の実施認可		第31条	行政制裁
第7条	認可手続き		セクション2：宇宙活動のための適格技術機関の監視	
第8条	技術的評価		第32条	宇宙活動のための適格技術機関の利用
第9条	コンステレーションの認可		第33条	通知手続き
第10条	簡素化された制度		セクション3：宇宙活動のための適格技術機関	
第II章：EU所有資産を運用するEU宇宙事業者に対する認可			第34条	宇宙活動のための適格技術機関となるための手続き
第11条	認可の申請		第35条	宇宙活動に関する資格のある技術機関の要件 →付則IX
第12条	EU宇宙プログラム機関(EUSPA)による審査		第36条	識別番号
第13条	認可の停止または取り消し		第37条	届出の変更
第III章：第三国及び国際機関の宇宙サービス提供者			第38条	適格技術機関の決定に対する不服申立
第14条	第三国の宇宙事業者及び国際機関による宇宙ベースのデータ及び宇宙サービスの提供		第39条	宇宙活動に関する資格のある技術機関の調整
第15条	第三国の宇宙事業者に適用される規則	→付則IV	第II章：EUREベルでのガバナンス	
第16条	同等の法域に属する第三国の宇宙事業者のための規則		セクション1：EU宇宙プログラム機関(EUSPA)の任務と構造	
第17条	第三国の宇宙サービス提供者の登録		第40条	EUSPAの任務
第18条	国際機関の登録		第41条	EUSPAの手数料
第19条	適用除外		第42条	EUSPAの組織構造
第20条	第三国の公的機関		第43条	コンプライアンス委員会の任務
第21条	緊急時条項		第44条	コンプライアンス委員会の技術的構成
第22条	登録の停止または取り消し		第45条	コンプライアンス委員会の構成及び議決規則
第23条	EUにおける法廷代理人		第46条	不服申立委員会
第IV章：EUにおける宇宙ベースのデータ及び宇宙サービスの提供ならびに電子トレーサビリティ			第47条	不服申立
第24条	EU宇宙物体登録簿(URSO)		セクション2：EU所有資産のEU宇宙事業者及び第三国の宇宙サービス提供者に関する欧州委員会とEUSPAの権限	
第25条	電子証明書(e-certificate)		第48条	EUSPA及び欧州委員会の権限の範囲及び行使
			第49条	情報提供の要請

¹ State of the Union 2025（2025年9月10日）
https://commission.europa.eu/document/download/16ad9a9c-6c79-45cc-ae28-f72de0a321a2_en?filename=State-of-the-Union-2025-President-von-der-Leyen-letter-of-intent.pdf

² フォン・デア・ライエン欧州委員長の要請を受け作成されたEUの競争力強化に向けた提言。Mario Draghi “The future of European competitiveness (The Draghi Report)”（2024年9月9日）
https://commission.europa.eu/topics/eu-competitiveness/draghi-report_en

第50条	調査権限	
第51条	EUにおける現地査察	
第52条	EU外の現地査察	
第53条	EUSPAによる調査の手続き	
第54条	EUSPAの調査に基づく措置	→付則X
第55条	欧州委員会の監督措置	
第56条	罰金及び定期罰金の支払い	
第57条	調査対象者の聴聞を受ける権利	
■タイトルIV：技術要件		
第I章：宇宙における安全性と持続可能性		
セクション1：打ち上げ		
第58条	打ち上げ安全計画	→付則I
第59条	打ち上げ及び再突入時の安全及び調整措置	
第60条	飛行安全システム	
第61条	打ち上げ機のスペースデブリ軽減	→付則II
セクション2：宇宙機		
第62条	研究・教育用宇宙機に関する特別制度	
第63条	追跡可能性	→付則III
第64条	衝突回避（CA）	→付則IV
第65条	再突入サービス	
第66条	宇宙機の操縦性	
第67条	高関心イベント(HIE)警報用の連絡先データベース	
第68条	軌道交通規則	
第69条	軌道上の位置決め	
第70条	スペースデブリの軽減	→付則V
第71条	ミッションの延長	
第72条	光及び電波公害	
第73条	コンステレーション	→付則VI
第74条	製品要件の適用性	
第II章：宇宙インフラのレジリエンス		
セクション1：一般規定		
第75条	NIS2指令及びCER指令との関係	
セクション2：リスク管理		
第76条	宇宙ミッションのライフサイクルを通じたリスク管理	
第77条	組織的側面	
第78条	リスク評価	→付則VII
第79条	リスク管理の簡素化	
第80条	宇宙インフラの情報と資産の特定と管理	
第81条	アクセス権の管理及び制御	
第82条	物理的回復力	→付則VII
第83条	事件の検知と監視	
第84条	予防と保護	
第85条	暗号技術と暗号化	
第86条	バックアップ管理と冗長性	
第87条	事業継続方針と対応・復旧計画	
第88条	検査	
第89条	学習と訓練	→付則VII
第90条	危機伝達及び情報開示方針	
第91条	事件の処理	
第92条	サプライチェーンリスク管理	→付則VII

セクション3：事件の報告		
第93条	重大事件の報告	
第94条	EU宇宙レジリエンスネットワーク(USRN)	
セクション4：情報の共有と認識		
第95条	サイバー脅威に関する情報共有	
第III章：宇宙活動の環境の持続可能性		
第96条	宇宙活動による環境フットプリント(EF)	
第97条	宇宙活動のEF算出と検証	
第98条	EF証書	
第99条	EUのEF関連データベースへのデータセットの送信	
第100条	政策立案に情報を提供する細分化されたデータセットの使用	
第IV章：宇宙空間における運用及びサービス(ISOS)		
第101条	宇宙空間における運用及びサービス(ISOS)	→付則Ⅶ
第V章：軌道上の交通規則		
第102条	衝突回避主体による監督的検討及び更新	
第103条	高関心イベント(HIE)発生時の衝突回避マヌーバの条件	
第VI章：標準化及び共通仕様		
第104条	規格	
■タイトルⅤ：同等性の認定、国際協定及び国際機関に適用される制度		
第105条	同等	
第106条	第三国との国際協定	
第107条	国際機関に適用される制度	
第108条	欧州宇宙機関との関係	
■タイトルⅥ：支援措置		
第I章：能力構築措置		
第109条	能力構築	
第110条	情報ポータル	
第II章：EU宇宙ラベルの枠組み		
第111条	EU宇宙ラベル制度	
第112条	EU宇宙ラベルの付与及び使用	
■タイトルⅦ：移行規定及び最終規定		
第113条	委任権限の行使	
第114条	委員会手続き	
第115条	職業上の秘密保持	
第116条	評価及び見直し	
第117条	欧州委員会への報告	
第118条	移行期間	
第119条	発効及び適用開始	
付則Ⅰ	第58、59、60条に言及される打ち上げ時の安全	
付則Ⅱ	第61条に言及される打ち上げ機のスペースデブリ低減措置	
付則Ⅲ	第63条に言及される追跡及びソフトウェア	
付則Ⅳ	第15条及び第64条に言及される衝突回避	
付則Ⅴ	第70条に言及される宇宙機のスペースデブリ低減措置	
付則Ⅵ	第73条に言及されるコンステレーション	
付則Ⅶ	第78～80、82～84、89、92条に言及されるレジリエンス	
付則Ⅷ	第101条に言及されるISOS	
付則Ⅸ	第35条に言及される宇宙活動に係る適格技術機関	
付則Ⅹ	第54条に言及される規則違反	

表2 EU宇宙法(EUSA)案の適用範囲

出所：EU宇宙法案 [1] 第2条より作成

適用対象	適用対象除外
適用される宇宙サービス提供者: (a) 宇宙事業者 (b) 衝突回避宇宙サービス提供者 (c) 宇宙ベースのデータの一次提供者 (d) 国際機関	適用されない宇宙物体や資産: (a) 防衛または国家安全保障の目的のみに使用される宇宙物体 (当該宇宙活動を行う宇宙サービス提供者が誰であるかを問わない) (b) 軍事的な作戦・管理の下、防衛目的で一時的に配置された宇宙物体 (当該宇宙ミッションの期間中に限る) (c) 無線スペクトルの認可または管理(以下のEU法の対象となるもの): 無線周波数決定(676/2002/EU) ⁴ 欧州電子通信コード(指令(EU)2018/1972) ⁵ 多年度電波スペクトル政策プログラム(決定243/2012/EU) ⁶ (d) 2030年1月1日より前に打ち上げられた資産
タイトルIV第I章(宇宙における安全性と持続可能性)の宇宙物体の設計・製造に関する要件: その運用により、EU域内で使用される宇宙ベースのデータが生成されるか、EU域内での宇宙サービスの提供が可能となる宇宙物体に適用	タイトルIV(技術要件)第I章(宇宙における安全性と持続可能性)及び第V章(軌道上の交通規則)の規定: 静止地球軌道(GEO)より遠方の軌道(高度35,786km超の宇宙空間)には適用されない ※現在、問題になっている衛星同士の衝突リスクやスペースデブリの深刻な混雑は、主に低軌道(LEO:高度約2,000km以下)と静止軌道(GEO:同約36,000km)に集中しているため。

- (a) 宇宙活動の安全性、レジリエンス及び環境的持続可能性に関し、EU内に設立された宇宙サービス提供者が実施する宇宙活動の認可、登録及び監督、ならびに、EU内において宇宙ベースのデータまたは宇宙サービスを提供する国際機関³及び第三国に設立された宇宙サービス提供者が実施する宇宙活動の登録及び監督
- (b) 衝突回避サービスの提供を通じて定める軌道交通管理規則
- (c) ガバナンス及び法執行の側面
- (d) EU宇宙ラベルの制度確立及び能力構築措置
- 欧州委員会の草案の構成を表1に示した

が、大きくは、一般規定（タイトルI）、宇宙活動の認可及び登録（タイトルII）、ガバナンスの側面（タイトルIII）、技術要件（タイトルIV）、同等性の認定、国際協定及び国際機関に適用される制度（タイトルV）、支援措置（タイトルVI）、移行規定及び最終規定（タイトルVII）、ならびに技術要件の詳細枠組みを定めた付則（I～X）で構成され、さらなる詳細は実施法や委任法で定めることとしており、複雑なものとなっている。なお、EUSAは規則の形をとっており、加盟国に対して直接適用される。

なお、EUSAの適用範囲を表2に、EUSAで繰り返し使用されている基本的な用語を表3にまとめておく。

³ 欧州宇宙機関（ESA）や欧州気象衛星開発機構（EUMETSAT）を指す。

⁴ Decision No 676/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a regulatory framework for radio spectrum policy in the European Community（Radio Spectrum Decision）
[https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2002/676\(1\)/oj](https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2002/676(1)/oj)

⁵ Directive（EU）2018/1972 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 establishing the European Electronic Communications Code（Recast）
<http://data.europa.eu/eli/dir/2018/1972/oj>

⁶ Decision No 243/2012/EU of the European Parliament and of the Council of 14 March 2012 establishing a multiannual radio spectrum policy programme
<http://data.europa.eu/eli/dec/2012/243（2）/oj>

表3 EU宇宙法(EUSA)案の基本用語の定義
出所：EU宇宙法案 [1] 第5条より作成

宇宙物体(space object) (第5条(1))	宇宙ベースのデータ(space-based data) (第5条(12))
宇宙空間に送られた人工の物体をいい、宇宙機及び打ち上げロケットの軌道投入段を含む	宇宙空間から受信される、地球、天体、宇宙物体または宇宙空間に由来するデータ。宇宙物体によって生成された信号の傍受、位置特定、送信に関するデータや観測データが含まれるが、これらに限定されない。
宇宙活動(space activities) (第5条(13))	宇宙サービス(space services) (第5条(14))
宇宙空間において活動を行う際の一連の業務をいい、特に以下を含む: (a) 宇宙物体の運用及び制御(再突入を含む) (b) 打ち上げサービス(打ち上げの試みを含む) (c) 打ち上げ場及び施設の運用・保守 (d) 有人宇宙飛行、宇宙輸送、宇宙空間における実験の実施など、宇宙空間の探査に関連する活動 (e) 宇宙空間における運用及びサービス(ISOS) など、宇宙空間にある宇宙物体の利用及び管理に関連する活動 (f) スペースデブリの監視を伴う業務 (g) スペースデブリの廃棄を伴う業務	次のいずれかのサービスをいう: (a) 宇宙物体の運用及び制御 (b) 打ち上げサービスの提供、ならびに打ち上げ場の運用及び保守サービスの提供 (c) 宇宙ベースのデータの一次提供者によって提供されるサービス (d) 宇宙空間におけるサービス及び運用(ISOS) (e) 衝突回避のための宇宙サービス
宇宙事業者(space operators) (第5条(16))	宇宙空間における運用及びサービス(ISOS)* (第5条(63))
認可または国家宇宙プログラムの実施に関する特定の制度に基づき、以下の宇宙サービスのうち少なくとも1つを実施することによって宇宙インフラを運用する公的または民間の事業者: (a) 宇宙機事業者:宇宙物体の運用、制御及び帰還 (b) 打ち上げ事業者:宇宙物体の打ち上げプロセスの運用、制御及び監視 (c) 打ち上げ場事業者:打ち上げプロセスに使用される宇宙インフラの地上セグメントにおける施設の運用、制御及び保守 (d) ISOS提供者:ISOSの提供を目的とした宇宙物体の運用及び制御	高度な自律性を有するサービサー宇宙機(プラットフォームや大型構造物を含む)を用い、宇宙セグメント内の資産に対してサービスを提供することを目的として宇宙空間(軌道上及び宇宙空間)で実施される活動: 点検、ランデブー、ドッキング、修理、燃料補給、再構成、製造、組立・分解、再利用、リサイクル、ならびに宇宙空間における運用中、非運用中及び欠陥のある物体(デブリ)の除去・輸送といったタスクの遂行など *ISOS=in-space operations and services

2. 宇宙活動の認可と登録 (タイトルII)

2－1. 宇宙事業者の認可 (第I章・第II章)

(1) EU宇宙事業者 (第I章：第6～10条)

EUの宇宙事業者が宇宙活動を行うための認可を取得する際に満たすべき条件を規定している。認可は、申請者が設立されている加盟国の所管当局によって発行されるが、事業が設立されている国以外の加盟国で事業または打ち上げを行う場合は、その国の認可も必要となる。

認可の申請には、該当する技術要件（タイトルIV第I章～第V章）への適合を実証するのに必要な文書と裏付けとなる証拠を含む技術資料を提出しなければならない。認可のための技術的評価は「宇宙活動に関する適格技

術機関（QTB）」（第三者認証機関）⁷が行う。

QTBは、その他の該当する技術要件の充足状況を評価し、技術資料の受領日から6カ月以内に、計画されている宇宙活動が当該要件に適合しているか否かに関する意見書を発行する。所管当局はQTBの評価を考慮し、申請受領日から12カ月以内に認可の発行または申請の却下を行い、申請者に通知する。なお、欧州委員会草案では、加盟国は認可制度の構築において、技術的評価の実施をEUSPAまたは技術的専門知識を有する国際機関に依頼する柔軟性が与えられている。

所管当局は、EUの宇宙事業者に対する認可付与のプロセスを監督し、認可したすべてのEU宇宙事業者、一次宇宙サービス提供者、自

国領土からの打ち上げを認可した第三国宇宙事業者をEU宇宙プログラム機関（EUSPA：European Union Agency for the Space Programme）⁸に通知する。EUSPAは、すべての宇宙事業者を「EU宇宙物体登録簿（URSO：Union Register of Space Objects）」に登録する。

第三国の宇宙事業者または国際機関が提供する宇宙サービスを利用しようとするEU宇宙事業者は、認可申請において、当該の第三国宇宙事業者または国際機関がURSOに登録されていることを、所管当局に対して実証しなければならない。URSOへの登録手続きがまだ完了していない場合、EU宇宙事業者は、登録プロセスの状況に関する最新情報の要請などを求めることを含め、当該第三国の宇宙事業者または国際機関、所管当局、及びEUSPAと緊密に調整を行わなければならない。

衛星コンステレーションの認可については、当該ミッションの下で打ち上げが計画されているすべての衛星が同一で、かつ、同一のタスクを同一の方法で遂行するものであること、同一の打ち上げロケット及び同一の打ち上げ場所を用いて実施されること、該当する技術要件（タイトルIV第I章～第V章）を満たしていること条件に、衛星コンステレーション全体に対する単一認可を発行する。

(2) EU所有資産を運用するEU事業者の認可 (第II章：第11～13条)

EU所有資産（EU宇宙プログラムのもとで創出または開発されEUが保有する有形・無

形の資産）に関連して宇宙活動が行われる場合、欧州委員会が、EUプログラムの当該構成要素の実施または運用を委託された主体に対し認可を与える。この認可は、申請者が技術的要件（タイトルIV第I章～第V章に定める要件）を満たしているか否かについてEUSPAが実施する技術的評価に基づく。申請者は、技術的要件への適合を証明するすべての技術的詳細及び説明を、EUSPA及び欧州委員会に提供し、EUSPAは申請受領から30営業日以内に当該申請が完全なものであるか否かを評価する。申請内容が完全でない場合や追加情報が必要な場合、EUSPAは、追加情報の提供または説明を行うべき期限を定める。申請が完全であると評価した後、EUSPAは、その旨を申請者に通知する。EUSPAは通知後6カ月以内に申請者の資格要件の評価と技術的評価を審査し、欧州委員会に認可可否を提案する。欧州委員会はEUSPAの提案から30営業日以内に認可の発効または拒否を決定し、直ちに申請者に通知する。

2－2. 第三国の宇宙サービス提供者及び国際機関の登録 (第III章：第14条～第23条)

EU域内で宇宙ベースのサービスを提供する第三国の事業者及び国際機関の登録に関するルールを定めている。宇宙物体に関するEU登録簿（URSO）に登録され、かつ登録の電子証明書を保有する第三国宇宙事業

⁷ 製品のCEマーキングの手続きにおいて、適合性評価で（必要とされる場合）認証を行う第三者認証機関（NB）に相当。

⁸ <https://www.euspa.europa.eu/>

者は、EU宇宙事業者に対し、またEU所有資産及びその他政府・非政府資産に関連して、宇宙サービスを提供することが認められる。

(1) 第三国の宇宙事業者の登録要件(第15条、第17条)

第三国の宇宙事業者には以下の要件が求められる。

①宇宙機運用者…EU宇宙機事業者に適用される宇宙空間の安全性・持続可能性、レジリエンス、環境持続可能性の要件の大半が第三国事業者に適用される。

- 宇宙空間の安全性・持続可能性（第62条、第66条、第67条、第69条～第73条）
- 宇宙インフラのレジリエンスのリスク管理（第75条～第92条）
- 宇宙活動の環境持続可能性（第96条～第100条）
- 安全性のうち衝突回避の要件に関しては、第三国宇宙機運用者には下記の3点が求められる。

- (a) 公的または商業的な衝突回避宇宙サービス提供者と契約すること（詳細は付則IVに規定）
- (b) 契約する衝突回避宇宙サービス提供者が衝突回避を評価するための技術的手段を有し、かつ、付則IV（1）に規定される要件（サービス提供者及び衝突回避システムに関する一般要件、入力データの取り込みに関する要件、データ品質確認に関する要件、衝突回避のプロセスに関する要件、接近リスクの評価と対応の適時性に

関する要件）を遵守していることを担保すること

- (c) URSOへの登録申請時に、契約する衝突回避宇宙サービス提供者の名称と詳細を当局に通知すること。当局は、この情報をEU連絡先データベース（第67条（1）に規定）に追加する。

②打ち上げ事業者・打ち上げ場事業者…EUの打ち上げ事業者及び打ち上げ場事業者に適用される、スペースデブリの低減（第61条）、宇宙インフラのレジリエンスのリスク管理（第75条～第92条）、宇宙活動の環境持続可能性（第96条～第100条）に関する要件が適用される。

③ISOS提供者…2034年1月1日からEUのISOS提供者に適用される、第101条及び付則VIIIに規定される要件（ISOSの実施における一般原則、サービス宇宙機とクライアント物体の管制センターの調整、サービスの提供と第三者への潜在的影響に関するデューディリジェンス義務）の要件が第三国事業者にも適用される。

④衝突回避宇宙サービス提供者…EUの衝突回避宇宙サービス提供者に適用される軌道上の交通規則の要件が適用される。所管当局への宇宙機に関する年次報告もしくは調査での最新情報提供（第102条）、及び所管当局の要請に基づく、スペースデブリ低減の状況、軌道上の位置、その他要件の遵守状況に関する報告（第103条）。

EUSPAは登録申請から5カ月以内に

欧州委員会に認可または却下の提案を行い、欧州委員会がこれを基に決定し、結果を申請者に通知する。

(2) 同等性が認められた第三国の宇宙事業者(第16条)

欧州委員会が同等性に関する決定（第105条）を採択した第三国の宇宙事業者は、上記（1）に示した要件（第15条）を遵守しているものとみなされる（後述5．参照）。

(3) 第三国打ち上げ事業者の登録要件の適用除外(第19条)

第三国の打ち上げ事業者が上述（1）②の登録要件を満たしていない場合でも、公共の利益の観点から下記の条件に該当すれば、加盟国が欧州委員会に適用除外を申請することができる。

- ・当該の第三国打ち上げ事業者が提供するサービスに代わる、利用可能な代替手段または現実的な代替案がEU内に容易に存在しない
- ・当該の第三国の打ち上げサービスが、EUまたは加盟国にとって戦略的に重要な技術的能力を促進するものである

適用除外の申請を受領した欧州委員会はEUSPAに申請内容を転送し、EUSPAが1カ月以内に技術的評価を実施する。欧州委員会はその結果を受けて2カ月以内に適用除外の可否を決定する。第三国事業者に適用除外が認められる場合、その打ち上げサービスを利用するEU宇宙事業者にも並行して適用除外が付与される。EU所有資産の場合

については、欧州委員会が自らの発意により、条件が満たされているか否かを評価するものとする。

(4) 第三国の公的機関の登録（第20条）

欧州委員会は、第三国の公的機関からEU内において宇宙サービスまたは宇宙ベースのデータを提供する許可を求める要請があった場合、または、加盟国からの要請があった場合、まず、当該第三国公的機関が政府機関であるか否か、また、民生利用を含む軍事システムである宇宙インフラ資産を運用または所有しているか否かについて、EUSPAの支援を受けて評価する。EUSPAは、この支援において、当該機関が提供する関連するすべての活動とサービス、当該機関が運用または所有する関連するすべての宇宙インフラ資産を特定する。評価の結果、EUまたは加盟国に対する安全保障上のリスクがないと欧州委員会が結論付けた場合、欧州委員会は、当該第三国の公的機関がEU内において宇宙サービスまたは宇宙ベースのデータを提供することを許可する決定を実施法として採択することができる。

加盟国による要請の場合、要請を裏付けるものとして、当該機関が提供する宇宙ベースのデータまたは宇宙サービスへの継続的かつ支障のないアクセスを1カ国以上の加盟国が確保、維持することの公益性を示し、また、そういったアクセスを失うことがEUまたは加盟国レベルの市場にもたらす影響を立証することができる。

欧州委員会の決定は、当該第三国公的機

関がEU内において宇宙サービスまたは宇宙ベースのデータを提供する条件を規定する当該第三国との国際協定が発効する日、または欧州委員会が当該第三国の同等性認定を採択した日のいずれか早い日まで適用される。EUSPAは、欧州委員会が採択した決定に基づき、当該第三国公的機関を遅滞なくURSOに登録する。

(5) 法定代理人（第23条）

第三国事業者は、加盟国所管当局、欧州委員会、及びEUSPAとの実効的な協力を保証するため、加盟国のいずれかに1社以上の法定代理人を書面により指名しなければならない。法定代理人は、EUSAの遵守に関連するあらゆる事項について、これら当局から、当該事業者に加えて、または当該事業者に代わって、連絡を受ける権限を当該事業者から付与されなければならない。法定代理人は、当局との効率的かつ適時な協力を確保するために必要なすべての権限及びリソースを有する者とする。

2－3. EU域内における宇宙ベースのデータ及び宇宙サービスの提供、電子トレーサビリティ（第IV章：第24～27条）

(1) EU宇宙物体登録簿（URSO）への登録（第24条）

EUSAに定められる手続きにより認可もしくは登録されるすべての宇宙事業者（第三国事業者及び国際機関を含む）は、EUSPAが設置するEU宇宙物体登録簿（URSO）に登録される。EUSPAは、すべての宇宙サー

ビス提供者の統合リストを作成・更新し、URSOのウェブサイト上で公表する。

(2) 電子証明書（第25条）

URSOへの登録完了後、EUSPAは、衝突回避宇宙サービス提供者を除くすべての宇宙サービス提供者に電子証明書を発行し、交付する。電子証明書は宇宙ミッション及び宇宙物体を識別し、それらの宇宙物体がEUSAの要件に適合していることを証明するものである。EU内における宇宙ベースのデータ及び宇宙サービスの提供に関する契約には電子証明書を添付することが義務付けられる。電子証明書は、以下の情報を特定できるように設計される。

- ・宇宙データ：当該データが、明確に識別された宇宙ミッション及び宇宙物体を用いて生成されたものであることを確認できるものとする。
- ・観測データ：ある宇宙物体によるデータ生成から、その宇宙データを利用する最初の宇宙サービスへの組み込みまで、宇宙ベースデータの流れを追跡できるようにする。

EU宇宙事業者に関しては加盟国所管当局からEUSPAに、第三国宇宙事業者及び国際機関からは直接EUSPAに、以下の情報を伝達しなければならない。電子証明書の発行は、URSOへの登録後、自動的に行われる予定であり、追加の申請は必要としない。

- (a) 当該宇宙サービス提供者に関する詳細：名称、物理的住所、インターネットアドレス、設立及び認可を受けた加盟国、該当する場合は第三国、所

管当局または該当する場合は当該第三国の監督機関の名称・住所など

- (b) 実施される宇宙サービスの種類に関する詳細、当該サービスが実施される国

- (c) 運用または打ち上げが行われる宇宙物体及びそれぞれの宇宙ミッションに関する技術的詳細

3. ガバナンス（タイトルIII）

3－1. 加盟国のガバナンス（第I章：第28条～第39条）

セクション1では、宇宙活動の認可・監督及び市場監視に関して、加盟国が遵守すべき主要なガバナンス原則を規定している。各加盟国は、EUの宇宙事業者が規則を遵守しているかを監督するために、十分なリソースと権限を備えた所管当局を指定または設置しなければならない。当該所管当局は、監督、調査、是正、及び制裁を行う権限を有するものとする。

セクション2では、宇宙活動に関する適格技術機関（QTB）（第三者認証機関）の指定を規定している。加盟国は、QTBの評価、指定、及び監視を行う国家認定機関（NAB）を任命しなければならない。NABは、QTBがEUSAタイトルIVの技術的要件への適合性を評価するために必要な技術的能力を満たし、維持していることを保証する。加盟国は、自国のQTBについて欧州委員会に通知する。

セクション3は、タイトルIVの対象事項に関するQTBとなるための申請手続きと適用要件を規定している。加盟国は、QTBが

下した決定に対して不服を申し立てできるようにする。

3－2. EUレベルでのガバナンス（第II章：第40条～第57条）

セクション1ではEUレベルでのガバナンスについて、その役割と責任を定めている。EU宇宙プログラム機関（EUSPA）には、EUSAの導入に伴い新たな任務が付与される。これには、EU所有資産を運用するEUの宇宙事業者の認可・監督や、EU内で宇宙ベースのデータや宇宙サービスを提供する第三国の宇宙事業者と国際機関の登録における欧州委員会の支援・補佐などの任務がある。また、URSOのデータベースや重大な事象に関する警報に関するEU連絡先データベースを構築・管理し、電子証明書を発行する。

EUSPAはまた、技術的評価のプロセスを通じてQTBを持たない加盟国を支援するために、専門の内部組織（コンプライアンス委員会及び不服申立委員会）を設置する。EUSPAは、EU宇宙事業者及び第三国事業者に対する監督権限の行使において欧州委員会を支援する。不服申立委員会（Board of Appeal）は、EUSPAが下した決定に対する防御権を保障する役割を担う。

セクション2では、EU所有資産の事業者及び第三国宇宙事業者に関する、EUSPA及び欧州委員会のコンプライアンス調査（EU域内外での現地査察を含む）の権限と手続きなどを規定している。EUSPAは、調査で違反が暫定的に認められた場合、欧州委員会に対し、違反の事実の認定と制裁金や認

可の停止・剥奪などの違反に対する措置の採用を提案する。欧州委員会も、加盟国からの要請や苦情を受けて自発的に調査を実施する権限を持つ。

EUSPAによる制裁金の提案及び欧州委員会による決定においては、違反の性質と重大性、継続期間、違反により生じた有形・無形の損害の規模、違反により得た利益または回避した損失などが考慮される。これには、違反により影響を受けた利用者の数や違反の結果として第三者が被った損失の規模なども含まれる。違反の影響制裁金の最高額は、違反により得られた利益または回避された損失額の2倍とし、これらの額が特定できない場合は、当該法人の前会計年度における世界売上高の2%とする。欧州委員会は、制裁金額の決定のための詳細な基準と方法、調査と関連措置に関する詳細規則（事業者の防御権や代理人による代理、秘密保持及び暫定措置に関する規定を含む）などを定めた委任法を採択する。

4. 技術要件（タイトルIV）

タイトルIVには、宇宙サービス事業者が遵守すべき要件が規定されており、主に安全性、レジリエンス、及び環境持続可能性に関する事項が対象となっている。

4－1. 宇宙における安全性と持続可能性（第I章：第58条～第74条）

第I章では、打ち上げ機と宇宙機を対象に、

宇宙における安全性と持続可能性に関する規則が定めている。安全性に関する規則は、衝突リスクの軽減、軌道上でのスペースデブリ発生の抑制、及び安全な打ち上げ・再突入の確保を目的としており、宇宙事業者に対する具体的な手順や技術的要件が規定されている。

打ち上げ事業者（セクション1）は、打ち上げ安全計画を作成することが求められ、打ち上げ及び再突入時の衝突リスクを軽減するため、当局や交通管理サービス事業者と調整を行う必要がある。また、飛行安全システムの搭載やスペースデブリ抑制策の実施が義務付けられている。打ち上げ時の安全に関する詳細要件は付則Iに、運用終了時の廃棄を含むスペースデブリ抑制に関する詳細要件は付則IIに規定される。打ち上げ閉鎖ウィンドウ（衝突回避ウィンドウ）や人身被害リスクの閾値の算出方法、及び調整手順などの詳細な手法は、欧州委員会が実施法により採択する。

宇宙機事業者（セクション2）は、宇宙機の追跡可能性を確保し、EU SST（Space Surveillance and Tracking）⁹の衝突回避サービスを契約する義務がある。また、再突入時の調整を管理し、一定の機動能力を維持しなければならない。宇宙機は、地球から最も遠ざかる遠地点が400kmを超える軌道において機動能力を保有・行使しうよう設計・製造・運用される必要があり、宇宙機事業者は、付則IV（2）に定められる機動能力の最低要件を満たすことが求められる。

その他の義務として、スペースデブリ低減計画の策定、光害や電波妨害の抑制、大規模な衛星コンステレーションについては追加的な安全・デブリ低減基準への適合などが求められる。宇宙事業者は、運用終了時及びスペースデブリに関する要件を引き続き満たしている場合、ミッション期間の延長を申請することができる。また、宇宙事業者は、サプライヤーや製造業者が第I章に規定される設計・製造要件を遵守するように確保しなければならない。

宇宙機の追跡能力に関する詳細要件は付則IIIに、スペースデブリ抑制に関する詳細要件は付則Vに規定される。第三国の宇宙機事業者が契約する衝突回避宇宙サービス提供者が満たすべき要件と、EU宇宙機事業者に対する衝突回避の要件は付則IVに規定される。

4－2. 宇宙インフラのレジリエンス（第II章：第75条～第95条）

第II章では、重要事業者のサイバーセキュリティ及び物理的レジリエンスに関する既

存の法規制¹⁰を踏まえ、宇宙インフラのリスク管理に適用される一般原則と、リスク評価の実施要件が定められている。宇宙事業者は、宇宙インフラに対するあらゆるリスクを管理するため、包括的かつ均衡の取れた、あらゆる脅威（オールハザード）に対応する措置を講じることが求められる。これらの措置は、設計・製造から打ち上げ、運用、廃棄に至るまで宇宙ミッションの全ライフサイクルにわたり、デジタル及び物理的な脅威の双方を対象としている。

宇宙事業者は、脆弱性の特定、是正措置の実施、及び各宇宙ミッションの特性に応じたリスクシナリオの適応を含むリスク評価を実施しなければならない。宇宙事業者は、情報セキュリティ管理に関する包括的な方針を策定・維持し、厳格なアクセス制御権限の確保及び宇宙資産の物理的保護を行わなければならない。さらに、インシデントの検知・監視、暗号技術の導入、バックアップ・プロトコル、包括的な事業継続方針ならびに対応・復旧計画の策定に関す

⁹ <https://www.eusst.eu/>

¹⁰ 宇宙セクターのうち地上セグメントの関連事業者や電子通信事業者はEUのサイバーセキュリティ規制の中核であるNIS2指令（改正ネットワーク・情報システム指令）の対象となっているが、NIS2指令及びCER指令（重要事業体のレジリエンスに関する指令）のいずれも、EU宇宙プログラムの枠組みで運用されるEU所有資産は対象としていない。このため、EUSPAは、NIS2指令との重複を回避しつつ、すべての宇宙事業者及び宇宙インフラ資産に適用されるサイバーセキュリティ規則を定めている。EUSPAの対象となる宇宙活動及び宇宙サービスに関しては、EU宇宙事業者がNIS2指令第3条に基づき「不可欠な事業体（essential entity）」または「重要な事業体（important entity）」に該当する場合、EUSPAのサイバーセキュリティ・リスク管理措置が適用される。また、EU宇宙事業者がCER指令に基づき「重要事業体（critical entity）」として特定された場合、EUSPAはCER指令を補完するものとして適用される。（第75条）
Directive (EU) 2022/2555 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on measures for a high common level of cybersecurity across the Union, amending Regulation (EU) No 910/2014 and Directive (EU) 2018/1972, and repealing Directive (EU) 2016/1148 (NIS 2 Directive) <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2022/2555>
Directive (EU) 2022/2557 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on the resilience of critical entities and repealing Council Directive 2008/114/EC <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2022/2557>

る規定も定められている。

小企業もしくは研究・教育機関である宇宙事業者は簡素化されたリスク管理体制の運用が認められており、以下のリスクに対処するのに必要な重要資産及び重要機能に関してのみ、付則VII (9) に定めるリスク管理措置を適用するものとされている。

- ・推進機能を有する資産の制御の喪失
- ・他の宇宙運用の安全に悪影響を及ぼすおそれのある干渉を発生させる能力を有する資産の制御の喪失

EU宇宙事業者はサプライチェーンリスク管理の実施が義務付けられている。事業者は、製造業者やサービス提供者との契約にサプライチェーンセキュリティ、特に情報セキュリティに関する要件を盛り込んだ上で、付則VII (6) に定める措置を含むサプライチェーンリスク低減戦略を策定・実施しなければならない。また、宇宙ミッションの遂行に不可欠な重要資産について、特にEU域外を原産地とする資産の目録を作成し、軌道制御など宇宙ミッションの技術的運用への依存度を把握しなければならない。付則VII (6) はサプライチェーンリスク管理の枠組みとして以下の措置を求めている。

- ・ネットワーク・情報システムの調達、開発、保守に関わるセキュリティに対処するため、脆弱性の対応と開示を含め、あらゆる適切な措置を講じること
- ・ソフトウェア及びハードウェアの選定に当

たり、陳腐化リスクを考慮した基準を設けること

- ・地上設備及び宇宙システムにおいて、ソフトウェアの完全性や出所の真正性を確認するための管理措置を導入すること
- ・保守・サポート等のために一時的に接続されるネットワーク・情報システムを適切に管理すること

EU宇宙事業者は、EU所有資産に関する重大インシデントをEUSPAに報告しなければならない。重大なサイバーインシデントの監視と対応、他のEUサイバーセキュリティ・フレームワークとのレジリエンス措置の整合性を確保し、欧州委員会、EUSPA、加盟国所管当局の間の協力を促進するため、「EU宇宙レジリエンス・ネットワーク (EUSRN)」が設置される。EUSRNはインシデントの状況に関する最新情報を提供し、宇宙インフラの重大インシデントがNIS2指令の他の対象セクターやサービスに影響を及ぼし得る場合などでは、NIS2指令により設置された「コンピュータ・セキュリティ・インシデント対応チーム (CSIRTs)」¹¹及び「欧州サイバー危機リエゾン組織ネットワーク (EU-CyCLONe)」¹²と調整する。

4－3. 環境持続可能性（第Ⅲ章：第96条～第100条）

環境持続可能性に関連して、宇宙事業者は、設計・開発、製造、運用、及び運用終

了（廃棄）の段階を含む宇宙ミッションのライフサイクル全体にわたる環境フットプリント (EF) を算定し、認可申請の一環として環境フットプリント宣言 (EFD) を提出することが義務付けられる。

その際、宇宙活動に関する適格技術機関 (QTB) が発行する証明書によって検証された、EFに関する調査結果やデータを添付する必要がある。また、サプライヤーから関連するすべてのデータを取得し、EFデータベースに組み込むための集計済み及び未集計のデータセットを欧州委員会に送付するとともに、それらを常に最新の状態に保つことが求められる。

なお、小企業及び研究・教育機関である宇宙事業者は、2031年12月31日まで、環境フットプリントに関する第Ⅲ章の要件（第96条～第100条）を免除される。また、これらの宇宙事業者が、軌道上実証・検証 (IOD/IOV : In-Orbit Demonstration and Validation) の宇宙ミッションを実施する場合は、期限なく第Ⅲ章の要件が免除される（第10条 (4)）。

4－4. 宇宙空間における運用及びサービス (ISOS)（第Ⅳ章：第101条）

第Ⅳ章は、宇宙空間における運用及びサービス (ISOS : in-space operations and services) に関する要件を定めており、ISOSを実施するEU宇宙事業者は、2034年1月1日以降、第101条及び付則VIIIに規定される要件を遵

守しなければならない。

第101条では、EU所有資産のうち、EU宇宙事業者が運用するミニサテライト級¹³を超える宇宙機（600kg以上の宇宙機）は宇宙空間内サービスを受けるために必要な最低限の技術的能力を保有していなければならないこと、また、そのために、専用の宇宙機サービス・インターフェース (SSI) を装備することを定めている。

付則VIIIは、ISOS実施における一般原則や、サービサー宇宙機及びクライアント宇宙物体の管制センター間の調整、クライアント宇宙物体の構成に対するサービサー及びサービスの適合性、第三者へのデューデリジェンス義務、運用の安全性などを規定している。

欧州委員会は、SSIの設計原則、及びSSIを活用し宇宙機に接続して新たな機能やペイロードを提供する構成・交換可能な機能的衛星モジュール (satAPP) ¹⁴の設計原則を実施法で定めるとともに、脅威となる物体についてスペースデブリ除去の追加条件を委任法で規定する場合がある。

4－5. 軌道上の交通規則（第Ⅴ章：第102条～第103条）

第Ⅴ章は、軌道上の交通規則を定めるものであり、高関心イベント (HIE) (重大な事象) に関する警報 (HIE alert) が発出された際に実施される衝突回避マヌーバ (CAM) の原則を規定している。これには、有人宇宙

¹¹ Computer Security Incident Response Team <https://csirtsnetwork.eu/>

¹² European Cyber Crises Liaison Organisation Network <https://www.enisa.europa.eu/topics/eu-incident-response-and-cyber-crisis-management/eu-cyclone>

¹³ 「ミニサテライト級」は重量201kg以上 600kg未満の衛星と定義される（第5条 (7)）。

¹⁴ Composable and Exchangeable Functional Satellite Modules

機の保護を最優先とし、他の宇宙物体との二次的な接近リスクを不合理に生じさせないことなどが求められる。また、複数の機動可能な宇宙機間での衝突回避を円滑に実施するため、「優先通行権（right of the way）」のルールを導入している。双方の宇宙機が同一の衝突回避機関に登録されている場合や、相手方が同じ機関には登録されていないが連絡が取れる場合は、少なくとも以下の要素を考慮して衝突回避の戦略を決定する必要がある。

- (a) 有人宇宙機の保護
- (b) コンステレーションを構成する宇宙機の関与
- (c) 衝突回避（CA）マヌーバの運用能力
- (d) 宇宙機の状態
- (e) 宇宙機の軌道離心率
- (f) 宇宙機の経過年数
- (g) 各宇宙ミッションの段階及び種類

4－6. 標準化・共通仕様（第Ⅵ章：第104条）

第Ⅵ章は、特定の技術的要件に関する共通仕様を定めるため、欧州委員会が欧州標準化機関に対して規格の起草を要請する権限を与えている。また、一定の条件下（規格策定の遅延や緊急時のケースなど）では共通仕様を実施法として採択することを欧州委員会に認めている。

- (a) 宇宙機の環境・サステナビリティ規格（第72条関連）…人工衛星などの宇宙機がもたらす地球・宇宙環境への悪影響の制限。特に天体観測への影響（光害）や電波干渉の抑制に関

する規格で、夜空に見える人工衛星の明るさ（可視等級）は7等級以上とされる。

- (b) 宇宙インフラの安全・レジリエンス規格（第25条関連）…衛星データや宇宙サービスを提供する事業者の、セキュリティ及びサイバーレジリエンス。宇宙システム（地上局、通信リンク、衛星本体）をサイバー攻撃や物理的な破壊脅威から保護するための技術的要件で、URSO（EU宇宙物体登録簿）へ登録し電子証明書を取得するに当たり、クリアしなければならない標準的なセキュリティ対策の基準。

5. 同等性認定、国際協定及び国際機関に関する規則（タイトルⅤ）

タイトルⅤは、欧州委員会が第三国の宇宙事業者に対して同等性に関する決定を行うことを可能にしている。また、資産の種類に応じて国際機関に適用される規則を定めている。EUは、TFEU（EUの機能に関する条約）第218条に従い、適宜、EUが所有する資産を運用する国際機関との協定の締結に努めるものとする。

5－1. 同等性（第105条）

欧州委員会は、詳細な評価に基づき、実施法により同等性認定を採択することができる。同等性認定は、ある第三国の法制度と監督体制によって、当該国の宇宙事業者がEUSAの要件と同等の法的拘束力のある要

件を遵守することが確保されており、また、当該国において実効性のある監督及び法執行の対象となっていることを明示するものである。第三国の事業者が、自国において少なくとも以下3つの条件を満たす場合にのみ、第三国の法制度及び監督体制がEUSAと同等であるとみなされる。

- (a) 当該第三国の宇宙事業者が、継続的に、認可と実効性のある監督・法執行の対象となっていること
- (b) 当該第三国の宇宙事業者が、EUSAの登録要件（第15条）と同等の法的拘束力のある規則の対象となっていること
- (c) 当該第三国の法制度及び監督体制が、当該国の法制度の下で認可された宇宙サービス提供者を承認するための、実効性がありEUSAと同等な制度を規定していること

欧州委員会は、同等性認定に特定の条件を付すことができる。例えば、第三国の宇宙事業者が提供する宇宙ベースのデータや宇宙サービスの規模と範囲がEUにとって戦略的に重要な場合や、欧州委員会、EU宇宙プログラム機関（EUSPA）、所管当局が、規制回避を防止するために必要な手段を確保できるようにする場合などが含まれる。

EUSPAは、同等性が認められた第三国の所管当局との間で、協力の取り決めに確立する。このような取り決めには、少なくとも以下が含まれる。

- (a) 当該第三国の関係監督当局との間の情報交換の仕組み（当該第三国で認

可された宇宙事業者に関するあらゆる情報へのアクセス要求を含む）

- (b) 当該国の所管当局が、URSOに登録した第三国の宇宙事業者が自国における認可条件やその他の遵守義務のある法令に違反していると判断した場合に、速やかに通知を受けるための仕組み
- (c) 加盟国の所管当局と協力し、当該第三国の所管当局に通知した上で行う調査及び現地査察などの活動の調整に関する手続き

欧州委員会は、EUSPAと協力し、第三国の法制度及び監督体制がEUSAに定める要件との同等性を維持しているかどうかを監視する。同等性が失われた場合、欧州委員会は、当該同等性に関する決定を取り消す。

5－2. 第三国との国際協定（第106条）

EUは、EUSAでカバーされる事項に関連し、特に下記について、第三国と協力協定を締結できる。

- (a) EUSAでカバーされる事項に関する規則の相互承認を促進すること
- (b) 宇宙活動に関する適格技術機関（QTB）、及び第三国の関係当局や技術機関によって実施される技術的評価の相互承認を促進すること
- (c) 第三国の打ち上げサービスの登録条件の適用除外（第19条）の詳細と手続きを定めること
- (d) 第三国の政府機関である宇宙事業者、または宇宙インフラの軍事的資産（民

生利用のものを含む）を運用もしくは所有する第三国宇宙事業者によって提供される宇宙サービスまたは宇宙ベースのデータをEU内で利用するための条件を定めること

EUSPAは、上記（b）に言及される当局以外の第三国の関係監督当局と協力することができる。また、欧州委員会の承認を条件として、EUSPAまたは国際機関の組織と、覚書や実務取り決めに締結することができる。

5-3. 国際機関に適用される制度(第107条)

欧州委員会は、資金拠出協定（contribution agreement）の締結により、EU所有資産の運用業務を国際機関に委託することが認められている。協定は、当該国際機関によるタイトルIVに定める（技術）要件の適用を管理するための条件ならびに実務的及び運用のための取り決めに定めるものとする。

国際機関がEU所有資産以外の政府・非政府資産（第5条（21））を運用する場合は、加盟国は、EU宇宙事業者の認可において、当該国際機関がタイトルIVに定める技術的要件を遵守することを確保しなければならない。国際機関が自らの宇宙インフラ資産を運用する場合、EUは、当該国際機関と協定を締結するよう努めるものとする。

6. 支援措置（タイトルVI）

6-1. 能力構築（第I章:第109条～第110条）

第I章は、EUSAの実施を支援し、特にスタートアップ、スケールアップ企業、及び

中小企業（SME）の実施コストの一部を補填するのに役立つ一連の支援措置を規定している。これらの支援措置には、次のようなものが含まれる。

- ・宇宙事業者、所管当局、宇宙活動に関する適格技術機関（QTB）の能力構築に資するガイダンス資料や手法、ベストプラクティスの作成：加盟国公共調達手続きにおける「EU宇宙安全ラベル（Union Space Safety Labels）」の活用、軌道上サービスや軌道交通規則などの新規または開発中の分野に適用される要件などに関するもの
- ・宇宙インフラのレジリエンス（タイトルIV第II章）の促進と協力、情報共有：サーバーセキュリティ情報共有の取り決め（NIS2指令第29条に規定）の確立
- ・共同研究開発プロジェクトへの共同出資を通じた能力構築と研究・イノベーション活動の支援：暗号化技術及びプロトコルの開発、機上安全システムの開発、ISOS技術及びコンセプトの開発などの分野
- ・その他の資金提供：打ち上げ機無力化装置（飛行停止システムなど）の規格策定、EF算出の実施に関するコーチング・プログラムへの参加バウチャー
- ・脅威主導型ペネトレーションテスト（TLPT：Threat Led Penetration Testing）へのアクセス促進：EU内で利用可能なテストングサービスのマッピング、中小企業が迅速かつ低費用でサービスにアクセスしやすくするための枠組み契約の策定
- ・EUSAの実施・遵守を促進するための事業

者向け情報ポータルを設置と運営

6-2. EU宇宙ラベル・フレームワーク

（第II章：第111条～第112条）

第II章では、EU宇宙ラベル（EU Space Label）の制度導入について定めている。EU宇宙ラベルは、宇宙活動の安全性、レジリエンス、または環境的持続可能性に関し、自主的にEUSAで義務付けられた基準を上回る取組を行う意欲のある宇宙事業者に対し付与するものである。ラベルの対象として詳細要件を定める分野として以下が挙げられており、これら分野の複数のラベル制度で構成されることが想定されている。

- (a) スペースデブリに関連するリスクの制限
- (b) 軌道上の宇宙物体の安全性及び持続可能性、飛行中の航空機の安全性、または宇宙活動の実施時における地上における人及び資産の安全性の向上
- (c) 宇宙機による光害の低減
- (d) 宇宙機による電波汚染の低減
- (e) 宇宙インフラのレジリエンス（特に重要資産及びサプライチェーンのレジリエンス）の確保
- (f) 宇宙空間における運用及びサービス（ISOS）の実現
- (g) 宇宙活動の実施に伴う環境負荷の低減への寄与

各ラベル制度は、その対象とするミッション、サービスまたは製品について、「Basic（基本）」「Substantial（中程度）」「High（高度）」の保護レベルのうち一つ以上を設定するこ

とができるとしている。

事業者は、ラベルの要件を満たしていることを示す技術資料を提出してラベルをEUSPAに申請する。EUSPAの審査を経て欧州委員会が承認し、EUSPAがラベルを発行する。

具体的なラベルの種類や詳細要件は今後策定されるものであり、欧州委員会は、EU宇宙ラベル制度に含まれる要素（ラベルの有効期間を含む）を示したひな形と、制度案もしくは既存制度の更新に基づくEU宇宙ラベル制度を実施法として採択する。制度案（もしくは既存のEU宇宙ラベル制度の更新を提案）は欧州委員会の要請を受けてEUSPAが作成する。これには、宇宙セクターに関連する加盟国所管当局及びその他の国家機関の代表者で構成される「EU宇宙ラベルグループ（EUSLG）」と、業界団体や学術界の代表者で構成される「ステークホルダー宇宙ラベルグループ（SSLG）」が設置され、ラベル制度の策定に関与する（前文（128））。EUSPAは、EU宇宙ラベルに関する最新情報を提供し、周知するための専用ウェブサイトを維持する。

7. 移行規定及び最終規定（タイトルVII：第114条～第120条）

タイトルVIIは、委任法及び実施法を採択する欧州委員会の権限や、関係者の職業上の秘密保持に関する規定が盛り込まれている。また、規則の評価・見直し、経過期間、発効日及び適用開始日を設定している。

EUSAは、EU官報掲載から20日目に発効

し、2030年1月1日から適用される予定である。ただし、2030年1月1日以降に打ち上げが予定される資産に対する認可で、規則発効後12カ月以内に重要設計審査¹⁵のステージを終えたものについては、2032年1月1日から適用が開始される。

おわりに

EUSA案は、欧州議会とEU理事会（閣僚理事会）でそれぞれ内部での合意に向けた審議が進められており [2]、今後、欧州委員会草案から大きく変わる可能性がある。欧州議会（本会議）による修正案の議決は現在のところ2026年11月末に予定されており、その後、理事会及び欧州委員会との三者協議（トリローク）に入る見通しである [3] [4]。

欧州議会ではEUSAを担当する産業・研究・エネルギー委員会（ITRE）による修正案（ドラフトレポート） [5] が3月に発表され、これをベースに議論が進められている。4月10日付けのPoliticoによれば、特に米国との関係で、第三国宇宙事業者に対し同等性認定の制度を通じてEU市場へのアクセスを容易にすべきか意見が分かれており、欧州が戦略的重要性を増しているこの分野において、EU域外事業者に対しどの程度門戸を開放すべきかについて、激しい議論を繰り広げることになると予想している。議会議

員の間では、同等性認定の仕組みを緩和して、部分的に準拠している国にも同等性認定を与えるべきとの考えや、相互主義に基づき第三国がEU加盟国に対し自国市場で同等の待遇を与えることを条件とする案、同等性制度とその制度に伴う適合推定を完全に削除し第三国事業者に完全な遵守を求める案などに分かれているという。

欧州議会ドラフトレポートでは、このほか、手続きの簡素化や断片化の解消を図る措置に加え、以下のような修正が提案された [6]。

- ・宇宙セクターの単一市場の構築という目標に関し、加盟国当局が付与した認可の相互承認の確立
 - ・簡素化の面から、認可申請（第7条）の審査期間の短縮（所管当局が申請受領後15日以内に申請書類の不備の有無（完全性）を申請者に通知することを義務付ける新たな規定の導入及び認可申請の審査にかかる最大期間を12カ月から6カ月に短縮
 - ・簡易規制（第10条（4））の適用範囲を中規模企業及び中堅小企業（スモールミッドキャップ）にも拡大（欧州委草案では小企業のみ）
 - ・光害及び電波妨害（第72条）について、「宇宙機の全運用期間を通じて視等級を7等級以上にする」ことを保証する義務を削除
- 理事会では、修正案で欧州委員会草案に

対し大幅な簡素化や削除が進められるもようで、5月末の議論に向けた修正案では、特に下記の点で修正が提案されている [7]。

- ・加盟国当局と宇宙活動に関する適格技術機関（QTB）が運用するEUSA認証プロセスに関する規定を削除し、これらのプロセスは各加盟国が決定する
 - ・技術要件（タイトルIV）の具体的な内容が付則I～VIII及び今後の実施法に散在し複雑になっているのを整理し、構成を変更（これにより付則IIは削除）
 - ・EU宇宙ラベルに関する条項を削除。義務的技術要件に上乗せで義務を課す追加的な行政負担となりうるため
 - ・打ち上げサービスに対する認可の発行は、申請者の設立国ではなく打ち上げが実施される加盟国の所管機関が行うよう変更（第6条）
 - ・研究・教育目的の宇宙ベースのデータ提供は規則対象除外とする（第23条a）
- 現段階では、複雑な側面がある程度簡素化されたところであり、今後さらなる検討・作業が必要な側面として、規則の対象範囲と二重用途分野の扱い・除外、第三国事業者の扱いと同等性の制度、ガバナンスの全体的な構造と関連機関間の責任分担、加盟国の国内手続きと重複しうるEU規制や手続き的に不確実性を生み出しうる規制の回避、など多くが挙げられている。

なお、EU宇宙ラベル制度は欧州委員会草案で任意の制度として提案されているが、第109条（1）では、加盟国の公共調達において「EU宇宙安全ラベル」を活用するため

のガイダンスやベストプラクティスを欧州委員会が策定することとされており（前述6-1. 及び6-2. 参照）、ラベル取得が公共調達手続きにおいて何らかの形で評価されることが想定されていると考えられる。

同等性認定の制度は米国との摩擦を生じさせており、米国は、欧州が米国の衛星企業よりも自国の衛星企業を優遇する措置を講じた場合、報復措置をとる構えを示している [8]。米国政府は以前からEUがEUSAを通じて成功を収めている米国の宇宙企業を標的にしていると非難。スターリンクなど米国の有力企業を標的にした不公平かつ不当な規制と主張し、「容認できない規制上の負担」を課すものと批判している [9]。

他方、日EU間では衛星など宇宙分野での協力機運が高まっている。経済産業省は4月21日、ベルギー・ブリュッセルで、日EUの宇宙分野における協力を推進するため、欧州委員会防衛産業・宇宙総局との共催による「日EU宇宙官民ワークショップ」を開催した [10]。双方の政府関係者のほか、日本側からはスタートアップを含む宇宙関連企業16社が、EUからは14社が出席し、総勢60名を超える官民宇宙関係者が一堂に会した。衛星コンステレーション構築や、宇宙状況把握（SSA）・宇宙交通管理（STM）に関する取組について意見交換や、日EU間の協力の方向性に関する議論が行われ、今後、衛星網の相互接続の可能性、共同での技術実証、宇宙交通管理の推進策などの課題について、両者の協調策を議論していくことが見込まれる [11]。

¹⁵ 「重要設計審査（critical design review）」とは、エンジニアリング・製造・開発プロセスの段階で、システム及びサブシステムの設計と構成が、性能、適合性、製品仕様、リスク評価、予備試験計画、予備的運用の妥当性、及び関連文書の提供の観点から宇宙ミッションのすべての規定要件を満たしていることを評価するもの。この審査の承認を経て、システムの実装及び統合へと進むことが可能になる。（第5条（75））

また、直近では、日本政府はイタリアとの宇宙協力で正式合意した [12]。1月の高市首相とメローニ首相の首脳会談（東京）で両首脳は宇宙分野における協力を一層強化することで合意、6月15日の首脳会談（ローマ）において、これまでの成果に基づき、政府及び商業協力や、多国間フォーラムを通じた持続的で責任ある宇宙利用を促すためのガイドラインや基準の確立に向けた協働など幅広い分野で協力を促進していく。スペースデブリの低減・改善に関する協力の強化、軌道上サービスの開発に向けた取組と人工衛星衝突防止システムにおける協力の推進、宇宙産業の成長に必要な技能向上に向けた官民機関間のパートナーシップ促進などが挙げられている。5月末には東京で、両国の宇宙関係府省及び機関関係者（課長級）が参加する第1回日伊宇宙協議を開催している [13]。安全保障から民生協力、産業を含めた宇宙分野全般にわたり両国間の協力・連携を一層深めていくことで一致し、スペースデブリ対策に関し、同盟国・同志国間で連携して国際的なルール・規範形成を推進していく意向を確認した。

フランスとは2026年1月に、2016年に発足した日仏包括的宇宙対話の第4回会合を開催（東京）、双方の最新の宇宙政策に関する情報交換のほか、国際協力、安全保障、民生・産業間協力分野等について幅広く意見交換が行われた。日本側からは、スペースデブリ対策について同盟国・同志国間で連携して国際的なルールメイキングを推進

していくことの重要性が述べられた [14]。日EU間の協力深化に期待したい。

参考文献

- [1] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the safety, resilience and sustainability of space activities in the Union [COM (2025) 335 final] (2025年6月25日)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:52025PC0335>
- [2] EU Law Tracker
https://law-tracker.europa.eu/procedure/2025_335?lang=en
- [3] Groundstation記事（dotSPACE Foundation）“Inside the EU Space Act Discussion at SmallSat Europe”（2026年5月26日）
<https://www.groundstation.space/industry/inside-the-eu-space-act-discussion-at-smallsat-europe/>
- [4] The Journal of Space Commerce記事(Ex Terra Media, LLC) “EU Space Act Council Draft: What U.S. Operators Must Decide Before Trilogue Closes the Market Access Window”（2026年6月18日）
<https://www.groundstation.space/industry/inside-the-eu-space-act-discussion-at-smallsat-europe/>
- [5] European Parliament, Committee on Industry, Research and Energy, “Draft

report on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on the safety, resilience and sustainability of space activities in the Union (COM (2025) 0335 – C10-0128/2025 – 2025/0335 (COD))”（2026年3月3日）

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/ITRE-PR-784432_EN.pdf

- [6] European Parliament Legislative Train Schedule, EU space law (2026年5月22日)
<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-europe-fit-for-the-digital-age/file-eu-space-law>

- [7] General Secretariat of the Council “Preparation of the Council (Competitiveness (Internal Market, Industry, Research and Space)) on 28-29 May 2026 Regulation on the safety, resilience and sustainability of space activities in the Union (EU Space Act) - Progress report ST 8861 2026 INIT – NOTE (Deliberations in Coreper)（2026年5月8日）
<https://www.consilium.europa.eu/en/documents/public-register/document-details/?ImmcIdentifier=ST-8861-2026-INIT&DocumentLanguage=EN>

- [8] Politico記事 “Top Trump ally threatens retaliation over EU space tech law”（2026年3月3日）
[https://www.politico.eu/article/top-us-donald-trump-ally-threatens-retaliation-](https://www.politico.eu/article/top-us-donald-trump-ally-threatens-retaliation-over-eu-space-tech-law/)

[over-eu-space-tech-law/](https://www.politico.eu/article/top-us-donald-trump-ally-threatens-retaliation-over-eu-space-tech-law/)

- [9] Politico記事 “US slams EU’s proposed space law as ‘unacceptable’”（2025年11月5日）
<https://www.politico.eu/article/us-slams-eus-proposed-space-law-as-unacceptable/>
- [10] 経済産業省ニュースリリース「日EU宇宙官民ワークショップ」(2026年4月22日)
<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260422002/20260422002.html>
- [11] 日本経済新聞記事「日EU、人工衛星網協力で初の官民対話 非常時の相互接続など議題」（2026年4月20日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR192IQ0Z10C26A4000000/>
- [12] 外務省「宇宙協力に関する日伊共同声明（仮訳）」（2026年6月16日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/101044675.pdf>
- [13] 内閣府宇宙開発戦略推進事務局「第1回日伊宇宙協議の開催：結果概要」（2026年5月29日）
<https://www8.cao.go.jp/space/kokusai/20260529/260529.html>
- [14] 外務省「第4回日仏包括的宇宙対話の開催（結果）」（2026年1月15日）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/msp/pagew_000001_02288.html

日 工 会 行 事

第17回定時総会

第17回定時総会は、2026年6月5日（金）14時30分から15時30分まで、東京都千代田区のホテルニューオータニ、ザ・メインアーケード階・「麗の間」にて開催され、会員115社中110社（書面または代理人による議決権の行使を含む）が出席した。

冒頭、坂元会長の挨拶があった後、来賓を代表して経済産業省製造産業局産業機械課の須賀課長から挨拶があった。その後、坂元会長が議長となり、2025年度収支決算、2026年度会費負担、補欠役員の選任について審議し、原案通り決議された。また、2025年度事業報告、2026年度事業計画、2026年度収支予算について報告があった。

16時より鳳凰の間にて懇親パーティーを

開催し、来賓及び会員約280名が出席した。冒頭、坂元会長から挨拶があった後、経済産業省製造産業局の伊吹製造産業局長から挨拶があった。懇親パーティーは17時30分に散会した。

開催日 2026年6月5日（金）

開催場所 ホテルニューオータニ

【第17回定時総会】

14：30～15：30

ザ・メインアーケード階「麗の間」

【懇親パーティー】

16：00～17：30

ガーデンタワー宴会場階「鳳凰の間」



第17回定時総会を開催



定時総会懇親パーティーの冒頭、坂元会長が挨拶



来賓の伊吹製造産業局長が挨拶

2026年日韓工作機械工業会協議会

日韓両国工作機械業界の相互理解と友好増進を図るため、去る6月11日（木）に、当会と韓国工作機械産業協会（KOMMA）の幹部による、「2026年日韓工作機械工業会協議会」を奈良市のホテル日航奈良で開催した。本協議会は1986年4月に韓国ソウル市で第1回が開催され、以後、両国で交互に開催する形で回を重ね、今回で第37回を迎えた。翌12日（金）は、ゴルフと観光に分かれて懇親行事を開催した。次回は、2027年6月に韓国・釜山にて韓国側主催で開催されることとなった。

1. スケジュール

日時（2026年6月）	行 事	会 場
11日（木）午後	協議会（会合）	ホテル日航奈良「羽衣」
同 夕刻	懇親夕食会	同所 「天空」
12日（金）	懇親ゴルフ会または観光	ゴルフ組：琵琶湖カントリークラブ 観光組：法隆寺、東大寺

2. 協議会概要

- (1) 坂元会長（日工会）・金会長（KOMMA）による代表挨拶
- (2) 柚原専務理事（日工会）・朴常勤副会長（KOMMA）による市況報告
- (3) 日韓実務者による技術ディスカッションの実施及び次回日程の協議

3. 参加者数

合計41名（日工会23名、KOMMA18名）



2026年日韓工作機械工業会協議会
於 ホテル日航奈良



業務と競技の両立を目指して ～ソディック相撲部の挑戦～

株式会社ソディック 相撲部

相撲王国と呼ばれる石川県において、工作機械メーカーでは唯一の実業団相撲チームとして活動しているのが、私たちソディック相撲部です。

部員数は6名、全員が地元石川県出身者です。当社加賀事業所（石川県加賀市）に5名、大阪営業所（大阪府豊中市）に1名が在籍し、それぞれの拠点で業務に励みながら競技活動を行っております。

競技を通じて培った集中力や精神力、チームワークを日々の業務だけではなく、職場全体の活性化、一体感の醸成につなげられるよう取り組んでいます。

2019年4月に創部し、創部1年目から全日本実業団相撲選手権大会団体2部で優勝、そこから1部に昇格後、2024年に西日本実

業団相撲選手権大会・全日本実業団相撲選手権大会で団体1部優勝を成し遂げることができ、昨年も両大会で団体1部優勝の2連覇を達成することができました。

個人戦では国内外の大会で数多くのタイトルを獲得しています。

【三輪 隼斗】

日本体育大学出身。ワールドコンバットゲームズ無差別級優勝、アジア相撲選手権軽重量級4連覇、世界相撲選手権3位など国際大会で活躍。国内でも全日本実業団相撲選手権優勝、全日本相撲個人体重別選手



全日本実業団（2025）



三輪隼斗 全日本実業団

権大会軽重量級3連覇を達成し、当部の主力選手として活躍しています。

【池田 俊】

金沢学院大学出身。全日本相撲選手権大会2連覇（アマチュア横綱）、世界相撲選手権無差別級優勝など国内外で活躍。全日本実業団相撲選手権優勝、全日本相撲個人体重別選手権重量級優勝をはじめ、世界トップレベルの実力を誇ります。



池田俊 個人体重別（2026）

私たちは、日々の業務と両立しながら、週に3回、1回あたり約2時間の稽古に取り組んでいます。その中で特に大切にしているのが相撲の基礎である四股、すり足、テップウといった基本動作です。

これらは、足腰の強化や正しい姿勢、力の伝え方を身につけるためのトレーニング



小学生と練習

であり、激しい取組の土台となる非常に重要な稽古です。一見すると単純な繰り返しに見える内容ですが、相撲の強さを支える欠かせない要素だと考えています。

そのため、このような基礎的な稽古を疎かにすることなく、一つひとつ丁寧に取り組むことを常に意識し日々の稽古に励んでいます。

また、私たちは日々の稽古に励むだけでなく、小学生を対象とした地域の相撲教室で指導を行い、コーチとしての活動にも力を入れています。これまで培ってきた経験を伝えながら、相撲の楽しさや基礎の大切さを子供たちに教えています。最初は思うように体を動かすことができなかった子供たちも、練習を重ねるにつれ、四股やすり足が形となっていく、「もっと上手になりたい!」と真剣に練習に取り組む姿が見られるようになります。私たちとしても子供たちが真剣に取り組む姿を見て、「試合で勝たせてあげたい」「優勝を目指してほしい」という思いがより一層強くなり、子供たちと



普段の練習風景



世界選手権 池田俊（左）三輪隼斗（右）

私たちが互いに切磋琢磨できる環境が生まれています。また、相撲の技術だけでなく、礼儀やあいさつといった生活面での指導にも力を入れ、人としての成長も大切にしています。

さらに、相撲普及の一環として地域活動にも参加しており、昨年は祭事イベントで相撲のデモンストレーションや子供たちの相撲体験をおこない、多くの方々に相撲の魅力を伝えています。

今後も日々の業務と両立しながら努力を重ねさらなる成長を目指してまいります。

また、工作機械メーカーとして唯一の実業団相撲部である誇りを胸に、競技力の向上と相撲の普及に取り組んでまいります。引き続き、私たちの活動にご期待いただけますと幸いです。



日工会関連行事予定表

開催日	行事	場所
2026年		
7月23日（木）	第83回理事会	京都・グランヴィア
7月24日（金）	日工会ゴルフ会（第376回）	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
9月14日（月）～ 9月19日（土）	IMTS 2026	アメリカ・シカゴ
10月9日（金）	第84回理事会	愛知・名古屋マリオット
10月10日（土）	日工会ゴルフ会（第377回）	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
10月26日（月）～ 10月31日（土）	JIMTOF 2026 第33回日本国際工作機械見本市	東京ビッグサイト
11月26日（木）	第85回理事会	東京・ニューオータニ
11月27日（金）	日工会ゴルフ会（第378回）	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
2027年		
1月7日（木）	2027年新年賀詞交歓会	東京・ニューオータニ
1月21日（木）～ 1月27日（水）	IMTEX 2027	インド・バンガロール
3月18日（木）	第86回理事会	京都・グランヴィア
3月19日（金）	日工会ゴルフ会（第379回）	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
5月14日（金）	第87回理事会	愛知・名古屋マリオット
5月15日（土）	日工会ゴルフ会（第380回）	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
6月4日（金）	第18回定時総会・第88回理事会	東京・ニューオータニ
6月5日（土）	日工会ゴルフ会（第381回）	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
7月22日（木）	第89回理事会	京都・グランヴィア
7月23日（金）	日工会ゴルフ会（第382回）	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
9月17日（金）	第90回理事会	愛知・名古屋マリオット
9月18日（土）	日工会ゴルフ会（第383回）	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
11月18日（木）	第91回理事会	東京・ニューオータニ
11月19日（金）	日工会ゴルフ会（第384回）	静岡・ファイブハンドレッドクラブ

私が山善マンになるまで

日本工作機械販売協会・理事
岩瀬 英治
(株山善・執行役員機械事業部長)

私が山善に入社してから、山善の精神を注入され、山善マンになるまでの思い出をお話しします。当時は大変苦労しましたが、今では懐かしい笑い話にできる貴重な経験です。

平成4年に入社し、北関東支社機械部（埼玉県大宮市）に配属されました。私はアメリカの大学を卒業し、山善に就職しました。機械商社として世界を股にかけて活躍する商社マンを夢見て入社したのですが、現実には泥臭い営業をしている機械工具の卸売り問屋でした。理想と現実の差に愕然として、失望したことを今でも覚えています。

海外事業部を希望しましたが、当時は今と違い、海外事業部に新人が配属されることはありませんでした。営業経験を積んだ中堅社員が海外に派遣されていたのです。「営業として一人前になってから希望しなさい」と冷たく言われたことも、鮮明に思い出します。

配属後の新入社員は、まず実務を担当し、仕事内容や流れを覚えます。担当も任せられますので、学ぶ機会は多い一方で、結果が求められる環境でもありました。私の場合は、海外生活が長かったせいか自己主張が強かったのか（今も？）先輩や女性社員とよく衝突しました。生意気だった私は、仕事内容もまだ十分に理解できていない配属直後に、先輩女性社員に仕事の指示をしてしまい、総スカンを食ってしまいました。その結果、孤立した時期もありました。

また、最初に戸惑ったのは電話対応です。販売店名、メーカー名、商品名など、聞き慣れない言葉が次々と出てきました。日本語でありながら内容が理解できず、受話器を握っている時間がとても重く感じたことを覚えています。

配属された部署は、山善の「虎の穴」と呼ばれていました。F課長の下で、スパルタ教育が日々行われます。帰宅は毎日最終電車でした。たまに乗り遅れることもありました。さらに、土曜日に展示会などの仕事があり休む場合は、前もって申請が必要でした。笑い話ですが、その休日申請書に押印し、F課長は管理部に提出していました。管理部から「弊社は土曜日が休日ですので、土曜日の休日届は不要です」と言われると、F課長は「北関東支社機械部は土曜日も出勤日です」と堂々と答えていました。今振り返れば、あり得ない状況だったと思います。

このように毎日終電、土曜日も出勤することが多かったため、日曜日は寝るだけです。余暇を楽しむ余裕はほとんどありませんでした。これが3カ月、4カ月と続くうちにストレスが限界に達し、私はF課長に「もう耐えられません」と辞意を伝えました。するとF課長は、私を少し良い居酒屋に連れていき、さらにスナックで一緒に歌いまくって、楽しくストレスを発散させてくれました。単純な私は、「もう一度頑張ります」となっ

うのです。これを数回繰り返しているうちに、入社から1年半が過ぎ、2年目の秋に営業デビューを迎えました。

営業のいろはも分からない新米営業の私に対し、F課長からの指示は非常に明確でした。「売上と走行距離は比例する。だから1日20件訪問しなさい。」1日に20件の訪問は簡単ではありませんが、当時は本当に数多く訪問していました。商品知識も営業トークもできない私でしたが、しつこく訪問していると、相手もカタログの依頼や次回の宿題をくれます。それを繰り返すうちに、少しずつ営業を覚えていきました。そして、注文が取れる喜びや、営業の楽しさを学んでいったのです。

3年目の秋には宇都宮支店へ異動となり、営業経験はまだ1年程度でしたが、1人で1地区を任されることになりました。慣れるまで苦労し、たくさんミスをして叱られました。景気もありましたが、最初の数年は苦労の連続でした。忍耐を強いられましたが、何とか宇都宮支店で数字を作れたのは、入社当初の「虎の穴」での経験があったからだと思います。毎晩遅くまで残業しても、終電までの範囲でしたので、そこまで苦には感じませんでした。無茶を言うお客様もいましたが、F課長ほどの方はそうはいませんので、何とか対応できました。そして何より、がむしゃらに訪問しました。走行距離は売上に比例する



1998年宇都宮支店勤務時代の社内報の写真

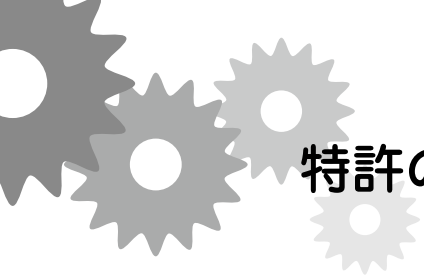
らです。

今思えば、配属後の1年半の経験が、私を山善マンにしてくれたのかもしれませんが。F課長は数年前に他界されました。生意気なアメリカ帰りの私を山善マンに育ててくれたことに、心から感謝しています。反面教師の部分も含め、学ばせていただいたことは数えきれません。

そして今、改めて思うことは、残業にせよ訪問にせよ、たくさんの無駄を重ねたからこそ、何が効率的であるか理解できたということです。無駄なことをして学ばずに、いきなり効率的なことをするのは難しいと思います。

この投稿を書かせていただき、昔を思い出して初心に帰ることができました。忘れていた大切なものを思い出した気がします。最後までお付き合いいただき、ありがとうございました。





「令和7年度知的財産に関する日中共同研究調査報告書」
を発行しました

- 日中共同研究参加者一覧
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2025/r7_houkoku_list.pdf)
- 目次
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2025/r7_houkoku_index.pdf)

第1章 令和7年度 知的財産保護包括協力推進事業の概要

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2025/r7_houkoku1.pdf)

- 第1節 事業の背景と目的
- 第2節 事業の概要
- 第3節 研究者会議、意見交換の概要

第2章 間接侵害に関する比較研究

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2025/r7_houkoku2.pdf)

- 第1節 研究内容の要約
- 第2節 中国における間接侵害
 - I. オンライン取引プラットフォーム事業者の商標権侵害責任
中南財経政法大学 知識産権研究センター

- 呉 漢東 教授
- II. ネットワークシステム特許の越境実施に関する法的問題—侵害判定と管轄権の国際調和
中国社会科学院 知識産権センター
管 育鷹 教授
- III. 特許間接侵害の構成要件に関する分析
北京大学法学院 張 平 教授

- 第3節 日本における間接侵害
 - I. 複数主体が関与する実施行為と属地主義の関係～日本法の現況と課題～
東京大学大学院法学政治学研究科
田村 善之 教授
 - II. 複数主体が関与する特許権侵害と間接侵害
早稲田大学法学学術院
鈴木 將文 教授
 - III. 特許権の間接侵害：外国法を参照軸とした日本の課題と提言
福岡工業大学社会環境学部
橘 雄介 准教授

第3章 意匠の登録要件（新規性、創作非容易性）や同一性（補正、優先権）に関する比較研究

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2025/r7_houkoku3.pdf)

- 第1節 研究内容の要約
- 第2節 中国の意匠の登録要件（新規性、創作非容易性）や同一性（補正、優先権）
 - I. 外観設計専利権侵害判定基準についての研究
中南財経政法大学 知識産権研究センター
彭 学龍 教授
 - II. インテリジェントデザインの普遍的な応用と意匠の進歩性判断
中国社会科学院 知識産権センター
李 菊丹 教授
 - III. 「製品」要件の視点から見た仮想空間における中国の意匠規則の適用性及び著作権との境界
国家知識産権局知識産権発展研究センター 顧 昕 首席研究員
- 第3節 日本の意匠の登録要件（新規性、創作非容易性）や同一性（補正、優先権）
 - I. 意匠法3条2項が定める創作非容易性要件の考察
大阪大学大学院高等司法研究科
茶園 成樹 教授
 - II. 意匠法における新規性—新しいテクノロジーに備えて
大阪大学大学院法学研究科
青木 大也 准教授
 - III. 意匠の同一性
慶應義塾大学大学院法務研究科
麻生 典 准教授

- 奥付
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2025/r7_houkoku_colophon.pdf)

- 全体版一括ダウンロード
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/document/2025/r7_houkoku.pdf)

[更新日 2026年5月22日]

お問い合わせ

特許庁総務部国際政策課
多国間政策第二班

(*) 出典：『令和7年度知的財産に関する日中共同研究調査報告書』(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/2025.html) を加工して作成



企業グループ間取引の書類の 保存等について (令和8年度税制改正③)

朝日税理士法人

1. はじめに

本稿では、令和8年度税制改正のうち、企業グループ間取引の書類の保存の特例および少額減価償却資産の損金算入の特例についてとり上げます。

2. 制度の概要等

企業グループ間取引の書類の保存の特例は、企業グループ内の関連者取引における対価算定の透明性を高め、ひいては課税の公平性を確保することを目的として設けられま

した。制度の概要は、関連者との間で行われる特定取引について、取引関連書類等（契約書等）に取引明細や単価の額の算定方法を記載し、対価の額を算定するために必要な事項の記載または記録がないときは申告書の提出期限までにそれらを取得または作成し、保存することが求められるものです。

次に少額減価償却資産の損金算入の特例ですが、主な見直し内容としては、対象となる減価償却資産の取得価額が現行の30万円未満から40万円未満に引き上げられ、そ

【改正内容①】

ポイント	企業グループ内の関連者取引、特に無形資産や役務の提供の対価算定における透明性を高め、課税の公平性を確保することを目的として新設されます。				
制度概要	【対象取引】 内国法人が「関連者」との間で行う「特定取引」(販売費・一般管理費等の費用となるもの) <table><tr><td>関連者</td><td>移転価格税制における関連者*と同様の基準で判定</td></tr><tr><td>特定取引</td><td>以下の取引 1. 無形資産の取引 関連者から内国法人への工業所有権、著作権、プログラムの著作物等の譲渡または貸付け 2. 役務の提供 関連者から内国法人への研究開発、広告宣伝、経営の管理または指導、情報の提供等の役務の提供</td></tr></table> 【必要措置】 特定取引を行った場合に取引関連書類等(見積書、契約書、領収書など)に資産または役務の提供の明細、対価の額を算定するために必要な事項の記載または記録がないときは、その内容を明らかにする書類(電磁的記録を含む)を取得または作成し、保存すること。 【罰則】 この規定による書類の保存義務を遵守しない場合、青色申告の承認の取消事由になり得ます。 ※関連者とは…①親子関係(いずれか一方が他方の発行済株式等の50%以上を保有する関係) ②兄弟関係(二の法人が同一の者によってそれぞれ発行済株式等の50%以上を保有されている関係) ③実質支配関係(法人の役員について、いずれか一方の法人の役員の1/2以上で構成されている等により、一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部または一部を実質的に決定できる関係)	関連者	移転価格税制における関連者*と同様の基準で判定	特定取引	以下の取引 1. 無形資産の取引 関連者から内国法人への工業所有権、著作権、プログラムの著作物等の譲渡または貸付け 2. 役務の提供 関連者から内国法人への研究開発、広告宣伝、経営の管理または指導、情報の提供等の役務の提供
関連者	移転価格税制における関連者*と同様の基準で判定				
特定取引	以下の取引 1. 無形資産の取引 関連者から内国法人への工業所有権、著作権、プログラムの著作物等の譲渡または貸付け 2. 役務の提供 関連者から内国法人への研究開発、広告宣伝、経営の管理または指導、情報の提供等の役務の提供				
適用時期	令和8年4月1日以降開始事業年度より適用				

【改正内容②】

ポイント

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例につき、取得価額の要件が40万円未満に引き上げられます。また、対象法人を見直した上で、3年間延長されます。

改正内容

【制度の概要】

中小企業者等が一定の減価償却資産を取得した場合には、年300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)が認められます。
なお、中小企業者等のうち一定の法人は、この特例の適用対象から除かれています。

【改正案】

(1)対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満に引上げ

(2)適用対象外となる法人のうち、常時使用する従業員数が500人を超える法人について、従業員数を400人に引下げ

(3)適用期限を3年延長

項目	現行	改正案
取得価額	30万円未満	40万円未満
適用対象外の法人	常時使用する従業員数が500人を超える法人	同従業員数が400人を超える法人
	出資金等が1億円超の組合等のうち従業員数300人超の法人	同左
	適用除外事業者	同左

※貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除く。

適用時期

令和11年(2029年)3月31日までに事業の用に供した分まで適用

の適用対象は、令和11年3月31日までに事業の用に供した資産となります。

3. 実務上の留意点

企業グループ間取引の書類の保存の特例について、取引関連書類の作成、保存は既

に行っている法人が大半だと思われますが、対価の算定方法を記載していない取引があった場合には、対象取引の特定から算定方法の策定、書類の具備に至るまで、一定の期間を要するため、迅速かつ慎重な対応が実務上望まれます。

コラム：実務家のひとこと

(税制改正による給与等の源泉徴収事務への影響について)

令和8年度税制改正において、所得控除額等の改正がなされたことにより、今年度も昨年に続き源泉徴収事務への影響が生じます。

影響を及ぼす項目としては給与所得控除額の引上げ、基礎控除額の一部引上げ、扶養親族等の所得要件の改正があげられます。まず給与所得控除については、65万円の最低保証額が令和8年分については74万円に引き上げられました。次に、基礎控除額については、合計所得金額が132万円以下の場合の控除額が、改正前の95万円から令和8年分は104万円に引き上げられました。そして、基礎控除額の改正に伴い、扶養親族等の所得要件も引き上げられることとなります。加えて、源泉徴収税額表も昨年の令和7年度税制改正を踏まえたものに見直されているため、令和8年分は「令和8年分 源泉徴収税額表」を用いて、給与の源泉徴収税額の計算を行っていただければと存じます。



海外情報

—JETROビジネス短信より—

EUの包装・包装廃棄物規則 (PPWR) は不確定事項が山積 (2026年3月31日)

EUの「包装・包装廃棄物規則 (PPWR)」は、包装廃棄物を削減し、発生を防止するとともに、包装材のリサイクルを推進することを目的としている。同規則は、2025年2月11日施行。2026年8月12日に一部条項が義務化される予定だ (注1)。ただし、それぞれの規定に異なる適用時期が定められるほか、詳細を規定する多数の細則が今後順次発表される。ジェトロのヒアリングによると、欧州企業も詳細がわからない中で規則への対応準備を進めざるを得ない状況だ。

それを踏まえて本稿では、2026年2月16日時点でわかっていること、わからないことを整理したい。なお、規則全体の内容については、ジェトロ「EU循環型経済関連法の最新概要」(2024年11月)を参照されたい。

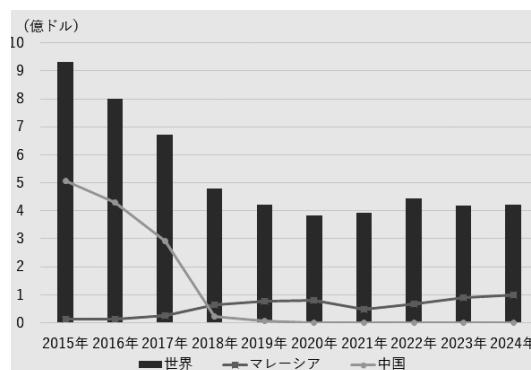
〈必要とされる循環型社会の構築〉

EUの環境政策への意識の高さは論じるまでもないかもしれないが、PPWR導入の理由はそれだけではない。具体的には、EU内で包装廃棄物が増加の一途をたどり、リサイクル体制が十分ではないために処理量が追い付

いていないという現状がある。EUにおける包装廃棄物は、2021年に総量で8,400万トン。2021年は1人当たり188.7kgであり、2011年に比べて約32kg増えた。リサイクルされる廃棄物の量も増えているものの、全体として包装廃棄物の量とリサイクルされた廃棄物の量の乖離は広がっている。1人あたりの包装廃棄物は2030年までにさらに19%増えると予想されている (注2)。加えて2017年12月末から中国で施行された廃プラスチックを含む固形廃棄物の輸入禁止を受け、EUも中国へ包装廃棄物を含む廃プラスチックを輸出できなくなり、2024年のEUの廃プラスチックの輸出は2015年比で半減している (図1)。

代わりにマレーシアがEUの廃プラスチッ

図1 EUの廃プラスチック(HSコード:3915)の輸出額



注：マレーシア、中国はそれぞれ2024年、2015年の金額ベースで最大の輸出先。

出所：Global Trade Atlas (S&P Global) から作成

クの23%程度を受け入れている (2024年) が、近年マレーシア政府も同製品の輸入に消極的な構えだ。廃プラスチック輸入に関しては、公的認証機関であるマレーシア工業標準所 (SIRIM) の認証取得を2025年7月より義務化したほか、輸出国側での事前検査なども要求するなど、廃プラスチックの輸入規制強化を進めている (注3)。

加えて、2024年にEUは廃棄物輸送規制を改定。EUとしても域外への廃プラスチックの輸出を制限し、域内の循環型経済実現に向けてリサイクルを促進する方向性を強化した。

〈PPWRで特に注目されるリサイクル可能性とリサイクルプラスチックの要件〉

EUでは1994年に施行された「包装・包装廃棄物に関する指令」が数回の改定を経て運用されてきた。EUにおける「指令」は、EU加盟国に「達成すべき内容」を示すもので

あり、各国はそれに従って国内法を制定する。今回、包装・包装廃棄物について「指令」を廃止して「規則」に置き換えることで、EU域内でのルールが統一され、行政側にとっては強制力が高まることにつながる。

他方で、特に注目されるリサイクル可能性とリサイクルプラスチック要件は、欧州産業界からも、野心的で実現が難しいと指摘する声がある。以下に、PPWRの中で特に企業からの関心が高い同二項目を解説する。

・リサイクル可能性要件

PPWRは「市場に出る包装は、全てリサイクル可能でなければならない」と定める。リサイクル可能な包装とは、以下の要件を満たすものだ (図2)。

第一の要件は、マテリアルリサイクル (注4) 用に設計されることであり、これを満たすためには、リサイクル設計基準とリサイク

図2 PPWRが定めるリサイクル可能性要件

包装がリサイクル可能であるための2つの要件

- ①マテリアルリサイクル用に設計 (廃棄物を同じ製品の原材料として利用可能であること)
*適用時期: 2030年1月1日、または要件の詳細を定める委任立法の発効日から2年後のいずれか遅い日
- ②大規模なリサイクルが可能 (EUレベルにおいて年間包装廃棄物の55%以上がリサイクルされていることを確保できる確立されたプロセスに対応していること)
*適用時期: 2035年1月1日、または要件の詳細を定める実施法令の発効日から5年後のいずれか遅い日 (この要件がリサイクル可能性の評価基準に加えられる)

リサイクル可能性の2つの要件を満たす方法

リサイクル可能性の評価を①委任立法と②実施法令に基づきリサイクル性能等級で判断

重量ベースでA(95%以上)、B(80%以上)、C(70%以上)の3段階

- ・2030年1月1日、または委任立法発効日から2年後のいずれか遅い日以降はA、B、Cの包装だけが上市できる。
- ・2038年1月1日以降は、AとBの包装だけが上市できる。

出所：ジェトロ「EU循環型経済関連法の最新概要」(2024年11月) 概要スライド15ページ、PPWR 6条などから作成

ル性能等級に関して今後制定される委任法令（注５）を順守する必要がある。第二の要件が、大規模なリサイクルが可能であることだ。リサイクル可能性規模の評価方法と大規模なリサイクルの管理メカニズムの実施法令が今後制定される。

リサイクル可能性に関する上記の２要件を満たしているかどうかを判断するために、製造事業者は材料や包装の種類で分類した包装のカテゴリー別に、上記の委任法令と実施法令に基づいてリサイクル可能性評価を実施する。リサイクル設計基準の詳細は委任法令が定めるが、基準の設定で考慮する要件として、添加物、接着剤、染料、密封用などの包装部品、原材料の構成、コーティング/バリアの有無と素材、インクや塗料、空にしやすいこと、解体のしやすさなどを挙げている（注６）。

2030 年 1 月 1 日、または委任立法の発効日から 2 年後のいずれか遅い日以降、上市できるのはリサイクル性能等級が重量ベースで 70%以上と判定される包装だけとなる。2038 年には、これは 80% 以上になる予定だ。リサイクル可能性要件の適用除外は、医薬品に直接接触する包装や危険物の輸送に使用される包装などについて定められている。また、ティーバッグなどの茶、コーヒー、そのほか飲料用と一緒に使用され廃棄される浸透性のある袋または使い捨ての軟包装や、青果物に貼り付ける粘着性ラベルにはリサイクル可能性の要件は適用されないが、堆肥（たいひ）化可能な包装とする必要がある。これは、2028 年 2 月 12 日より適用される。

・リサイクルプラスチック要件

執筆時点でPPWRにおいて、プラスチックについてはリサイクル材の含有義務が定められている（表１）。

上市する包装のプラスチック部分は、前述の表に記載の割合で使用後のプラスチック廃棄物（注 7）から回収したリサイクル材の使用が義務付けられている。適用開始時期は、2030 年 1 月 1 日または制定される実施法令の発効日から 3 年後のいずれか遅い日以降だ。また、2040 年に目標が引き上げられる。医薬品に直接接触する包装や他の規則に規定される一部の医療機器、乳幼児向け食品、堆

表1 プラスチック包装のリサイクル材最低含有率の目標

No	包装の種類	2030年	2040年
1	PETを主要材料とする接触に注意が必要な包装（※）	30%	50%
2	PET以外のプラスチック材料の接触に注意が必要な包装（※）	10%	25%
3	使い捨てプラスチック飲料ボトル	30%	65%
4	1～3以外のプラスチック包装	35%	65%

※使い捨て飲料ボトルを除く。
注：接触に注意が必要な包装とは、食品・飲料、飼料、医薬品、医療機器などに使用される包装。
PETはポリエチレンテレフタレートの意。
出所：ジェトロ「EU循環型経済関連法の最新概要」（2024年11月）
概要スライド16ページ、PPWR7条1～2から作成



ブリュッセル市内の有機食品を扱うスーパーの売り場（ジェトロ撮影）

肥可能な包装などは適用を免除される。

現在発表されているPPWRに照らし合わせると、スーパーの売り場の写真の中でも、包装全体（2030 年以降のリサイクル可能性要件あり）、包装のプラスチック部分（2030 年以降リサイクル材の割合を義務付け）といったように、PPWRの対象となるものがほとんどだ。しかし、厳密な適用範囲や包装の種類によるリサイクル可能性の算出方法などは、今後発表される細則を確認する必要がある。

〈PPWRは委任法令と実施法令の発表を待つ状況〉

実際にどのような委任規則と実施規則が定められる予定なのか、PPWRの条文を確認し、主なものを表にまとめた（表 2）。

ケラーアンドヘックマン弁護士事務所ブリュッセルオフィスのヘーゼル・オキーフ弁護士は、以下のような点から、見通しは不透明だと指摘した（ヒアリング日：2026 年 3 月 6 日）。

・2026 年 8 月 12 日から開始する義務が複数存在する。例えば、「製造者」（包装されたものがその企業の名前で売られる食品であれば食品企業）が「適合宣言（Declaration of Conformity）」を作成し、技術文書を備え、適合性評価を実施する義務が課されている。さらに言えば、食品包装のPFAS（有機フッ素化合物）規制も同日から適用される。しかし、PPWR自体は極めて一般的な要件を概説した法的枠組みに過ぎず、詳細は実施法令と委任法令で定められることに

表2 PPWR条文に記載されている主な実施規則と委任規則

項目	採択予定日	内容
実施法令	2026年2月12日	生産者登録
	2026年8月12日	EUレベルで統一した包装のラベルやラベル表示の要件、デジタル手段による提供を含む様式の仕様
	2026年8月12日	標準化されたデジタルマーキング技術により包装の材料組成を識別するための方法
	2026年8月12日	EUレベルで統一した包装廃棄物の収集用容器のラベルとラベルの要件
	2026年12月31日	EU内のプラスチック廃棄物から回収されたりサイクル材の割合の算出と検証の方法、技術文書の書式
	2026年12月31日	EU域外でプラスチック廃棄物から回収されたりサイクル材に適用されるルールの同等性を評価・検証する方法
	2027年6月30日	再利用可能な包装
	2028年2月12日	包装の空き容積率
	2030年1月1日	リサイクル可能規模の評価方法と大規模なリサイクルのための管理メカニズム
委任法令	2026年12月31日	プラスチックのリサイクル技術の持続可能性基準
	2027年2月12日	再利用で最も頻繁に使用される包装形態について、再利用が可能な回数の最低値
	2028年1月1日	リサイクル設計基準とリサイクル性能等級
	2028年1月1日	企業が義務を果たすために、飲料用容器の回収やリサイクルを共同で行う仕組み（プール）をつくることを認めるルールについて、その具体的な条件と、プールが各国の当局へ報告しなければならない情報の要件
	2028年1月1日（必要であればとの記載）	プラスチック包装のリサイクル材最低含有率目標の新たな適用除外、及び適用除外の包装の見直しの必要性

出所：PPWR

表3 再利用可能な目標の設定

・対象となる包装:輸送用包装、保管用に製品をグループ化する包装、飲料販売用の包装（飲料販売用は最終販売事業者への義務付け）

・適用時期：2030年の目標は達成を義務付け、2040年の目標は努力義務

項目	対象となる包装	2030年達成義務	2040年努力義務
輸送用または販売用の包装	電子商取引を含めたEU域内での輸送に使用されるパレット、プラスチック製の折りたたみ式箱、箱（段ボール箱を除く）、トレイ、プラスチック製クレート、ドラム缶、冷たい食品用容器（キャニスター）など	40%	70%
グループ化するための包装	販売用包装以外で、在庫保管や販売単位にまとめるために製品をグループ化する包装（段ボール箱を除く）	10%	25%
飲料用の容器包装	消費者に販売するアルコール飲料・非アルコール飲料用（乳・乳製品、ワイン、その他のアルコール飲料やウイスキー、焼酎、日本酒などを除く）	10%	40%

出所：ジェトロ「EU循環型経済関連法の最新概要」（2024年11月）概要スライド17ページ

なる。「適合宣言に具体的に何を記載すべきか」といった基礎的内容すら十分に明示されていないと感じている。

- ・欧州委員会がPPWR公表時に「ガイダンス」を「近日中に公表する」と述べていたが、いまだに公表されていない。企業はこれを待っている状況。欧州委員会はまた、「よく聞かれる質問（FAQ）」を今後公表する予定だ。
- ・輸送用梱包（PPWRにおける規定は表3）について、欧州委員会は最近、PPWR第29条第2項及び第3項に定める「100%再利用目標」から、パレット用ラップ及びストラップを免除する委任決定を採択した。この委任決定は、今後欧州議会及びEU理事会の審査を経る。

〈PPWRの実行が不透明な中、先んじて取引先からの要求も〉

このように、PPWRは現状不明瞭な点が多い。この不透明さが企業にとって大きな負担なのはいうまでもなく、今後、自社にとって必要な情報を確認していく必要がある。ただ

し、欧州委員会が「競争力強化」に舵（かじ）を切って、他の環境関連の規制の簡素化や延期を行っているように、産業界からのパブリックコメントや政治の動向によっては現在の義務が変更されたり、開始が延期されたりする可能性がある。具体例を挙げると、PPWRとは別の「使い捨てプラスチック指令」の実施規則を改定し、使い捨てプラスチック飲料ボトルにおいてケミカルリサイクル（注8）で処理された再生プラスチックを認めることが欧州委員会より加盟国に示されている。現状PPWRはリサイクル方法をマテリアルリサイクルに限定しているが、EUがより環境負荷の高いケミカルリサイクルを容認するこのような動向も、PPWRの細則の制定に影響を与えるかもしれない。

他方で、グローバル企業などでは、投資家や消費者との関係を重視し、法制度に関わらず自主的に循環型経済などへの対応を進めるケースもある。欧州の小売業の中にはPPWRのそれぞれの項目の義務が開始する前にリサイクル可能性やリサイクル素材の使用などで独自の基準に基づいた包装材の使用を求める

場合もあるという。特に中小企業においては、EUの取引先から包装材の変更や認証の取得を求められた際に、まずは、「それが法的な義務なのか、法的拘束力はないが取引先が調達要件として求めているのか」を明確にしてから社内の検討に入ることが有用だ。

本文中の「ガイダンス」及び「よく聞かれる質問（FAQ）」は2026年3月30日に欧州委員会より公表された。（2026年4月8日）

注1：欧州委員会ウェブサイト「Packaging waste」参照

注2：ジェトロ「EU循環型経済関連法の最新概要」（2024年11月）参照

注3：マレーシア「2025年関税（輸入禁止）（改定）令」、2025年7月2日付マレーシア投資貿易産業省（MITI）プレスリリース」

注4：廃棄物を同じ製品の原材料として利用するリサイクル方法（PPWR第3条39）

注5：規則の詳細を定める細則として、委任法令と実施法令の2種類がある。委任法令（Delegated Act）は、立法当局である欧州議会と理事会が行政当局である欧州委員会に法の特定期限に修正や補足を加えることを委任して定められるもの。実施法令（Implementing Act）は、既存のEU法令を補完し、EU加盟国間の法的統一性を確保するために欧州委員会に権限が付与されて制定される法令。実施に関する細かい規定や技術的な内容を定める場合が多い。

注6：PPWR付属書II表4

注7：この使用後の廃棄物とは「post-consumer plastic waste」とされ、消費者に使用されて破棄された廃棄物を示す（PPWR第7条）。リサイクル材は、EU内で収集された廃棄物からリサイクルされたものを使用する必要があるが、EU内の廃棄物との同等性が確認された第三国のリサイクル素材も認められる。この第三国でのリサイクル素材については、廃棄物枠組み指令（2008/98/EC）と使い捨てプラスチック指令（2019/904）で言及されているものと同等基準とされる。欧州委員会は、2026年12月31日までに、EU以外の国（第三国）でリサイクル・収集された再生プラスチックが、EUのルールと同じ水準かどうか（同等性）を評価・確認・認証する方法（第三者による監査などを含む）を定めた実施法令を採択する。

注8：廃プラスチックを化学的に分解し、元の化学成分に戻して再利用するリサイクル技術。マテリアルリサイクルに比べ、高品質な製品を製造可能だが、環境負荷は高い。

山東省、企業の海外展開が
加速、2025年の対外直接投資
は全国3位に
(中国)
(2026年6月5日)

●青島発

中国の山東省商務庁は5月28日、同省の外
事弁公室や発展改革委員会などと共同で記者
会見を行い、同省企業の海外展開状況および
政府による支援措置を発表した。

会見では、中国の中央政府（国務院）は産
業・サプライチェーンの海外展開を重要な戦
略と位置付けており、第15次5カ年計画要綱
にも盛り込まれているとした。こうした方針
の下、近年、山東省は産業・サプライチェー
ンの国際展開を積極的に推進し、顕著な成果
を上げていると説明した。会見での説明によ
ると、同省の2025年の対外直接投資額は117
億2,000万ドルで全国第3位となった。2025
年末時点では、同省の1,700社以上の企業が
世界150以上の国・地域に約3,000の現地法人
や事務所などを設立しており、こうした動き
は産業・サプライチェーンの国際的な協力の
深化を推進する上で重要な役割を果たしてい
るとした。

具体的な取り組みとして、家電、タイヤ、
繊維など優位性のある産業のグローバル展開
の加速を挙げた。同省の対外投資額に占める
製造業と鉱業の構成比は、それぞれ33.4%、
16.7%となっており、これらの分野の企業は
オーストラリア、ハンガリー、インドネシア、
タイ、ベトナムなどに展開していると紹介し
た。ハイアールやハイセンスなどの大手企業

は、海外で研究開発・生産・販売の一体化を
実現しており、サイルン（賽輪）、リンロン（玲
瓏）などのタイヤ企業は、東南アジアや欧州
市場で事業を拡大している。また、山東能源
や魏橋集団などは海外鉱物資源の共同開発に
深く参画しているとした。

また、同省はパキスタン、カンボジア、イ
ンドネシアなど11カ国に16カ所の「海外経済
貿易協力区」（注）を整備し、産業・サプラ
イチェーンの川上から川下までの一貫した発
展を後押ししているとした。2025年末時点
で、これら協力区における総生産額は500億
ドルを超えたと説明した。

さらに、貿易と投資の相互促進を進め、対
外投資のビジネスチェーン、産業チェーン、
サプライチェーンなどの連動を強化している。
ゴムタイヤやスマート家電など7つの重点産
業チェーンを整理し、関連企業350社以上のリ
ストを作成することで、国内外の産業・サプ
ライチェーンの一体化を推進しているとした。

また会見では、中小企業が海外展開の主力
となっていることについて、同省は中小企業
の海外市場開拓を支援するため、特色ある産
業クラスターによる共同海外展開を推進して
いると説明した。全省171の中小企業特色産業
クラスターに焦点を当て、特に工作機械、汎
用（はんよう）機械、農業機械、繊維・アパ
レルなどの優位性を持つ産業クラスターの海
外市場開拓を優先的に支援する方針を示した。
(董明涵)

注：企業の海外進出を集中的に支援することを
目的として設けられた産業団地などを指す。

中国、旋盤など
材料加工生産設備やドローンの
輸出申告を厳格化
(中国)
(2026年6月11日)

●北京発

中国海関総署（中国税関）は、旋盤、フラ
イス盤、研削盤及び類似の機能を有する材料
加工生産設備（海関総署公告2026年第77号、
6月5日発表、注1）、ならびにドローン及
び関連物品（海関総署公告2026年第78号、6
月9日発表、注2）における輸出申告の規範
化に関する公告を発表した。それぞれ6月30
日から施行される。

両公告では、輸出事業者は「輸出管理法」
「税関法」など関連規定に基づき、税関に対
し実情どおりに申告を行うとともに、申告情
報の真実性、完全性、規範性について責任を
負うものとされている。また、「税関輸出入
貨物通関申告書記入規範」に従い、対象貨物
については、輸出貨物通関申告書（報関単）
の備考欄へ輸出管理対象品目の該当・非該当
の明記ならびに該当する場合は対応する両用
品目輸出管理コードの記載（注3）、申告カ
テゴリの照合に基づく正確な記載（注4）、
海外荷受人の正式名称の記載（注5）、通関
申告書提出時の関連書類の添付（注6）が求
められている。

両公告では、「C類快件（クーリエ便）」「越
境電子商取引（EC）」における申告につい
ても厳格化が示されている。C類快件通関申
告書及び越境EC申告リストの「規格・型番」
欄の「その他」には、物品名称とその特性や

用途を含む説明の正確な記入が求められてい
る。また、越境EC申告リストは、関税番号
の最初の4桁のみを申告する「簡易申告」は
不可となり、10桁の完全な関税番号の申告が
求められるようになった。

海関総署はそれぞれの公告に関し、6月8
日に旋盤、フライス盤、研削盤及び類似の機
能を有する材料加工生産設備について、6月
10日にドローン及び関連物品について解説を
発表した。解説では、両用品目及び関連技術
の輸出管理要求の着実な実行に向け、企業が
法令順守のもと正確な申告を行えるようにす
るため、今回の公告において対象品目の輸出
申告要求を明確化したとしている。

(亀山達也)

注1：同公告における旋盤、フライス盤、研
削盤及び類似の機能を有する材料加工
生産設備とは、「両用品目輸出管理リ
スト」に掲載されている、金属、セラ
ミックまたは複合材料の切削や加工に
使用され、製造業者の技術仕様書に基
づき2軸以上で同時成形制御が可能な
電子装置を搭載することができる工作
機械及びそれらの組み合わせなどに関
連する品目を指す。

注2：同公告におけるドローン及び関連物品
とは、無人航空機、無人飛行船及び関
連設備・部品、民生用対無人航空機シ
ステム(カウンタードローンシステム)
などを指す。

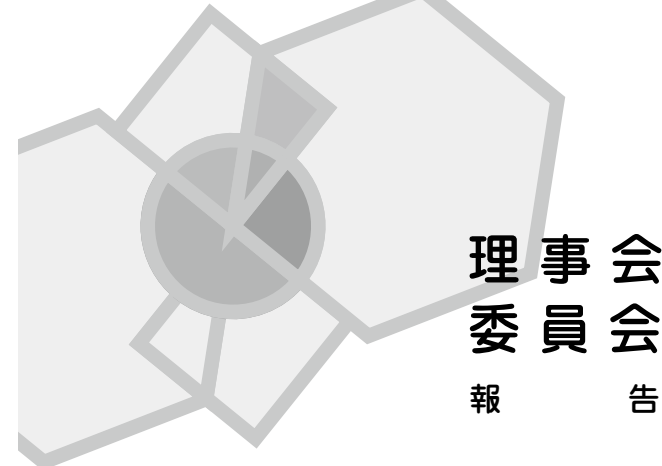
注3：輸出管理対象品目に該当しないが特性
などの指標が近いもの、あるいは、用

途が輸出管理対象の要件を満たさないが特性などの指標が合致しているものについては、通関申告書などの備考欄に輸出管理対象品目の非該当である旨を明記することとされた。

注4：「中国国際貿易単一窓口」の「禁限管制申告要素」において、輸出貨物が属する「規範申告カテゴリ」を照合し、通関申告書（報関単）の「禁限管制識別コード」及び「禁限管制申告要素」に、実情に応じた内容を記入することとされている。

注5：中国語または英語の正式名称の記載が求められている。また、越境EC申告リストの「生産販売単位」欄には、国内の製造業者または販売事業者の情報を記載しなければならず、ECプラットフォームや代理企業の名称をこれらの代替として記載してはならないとしている。

注6：契約書、請求書、技術資料などの関連書類を添付することとされている。



理 事 会

第82回

2026.5.14 (木) 名古屋マリオットアソシアホテル
出席32名(理事28名 監事4名)

1. 審議事項

(1) 新規入会について

(株)東京精密の入会申請について、審議の結果承認され、6月1日付で入会することとなった。

(2) 2025年度事業報告及び収支決算について
2025年度事業報告及び収支決算について説明があり、審議の結果、承認された。2025年度事業報告は第17回定時総会に報告し、2025年度収支決算は第17回定時総会に諮ることとなった。

(3) 2026年度収支予算案の一部変更について
2026年度収支予算案の一部変更について説明があり、審議の結果、承認された。本件については、第17回定時総会に報告することとなった。

(4) 補欠理事候補者の選任について
補欠理事候補者の選任について説明があり、審議の結果承認され、第17回定時総会に諮ることとなった。

(5) 第17回定時総会の招集について
第17回定時総会の招集について説明があり、審議の結果、承認された。

2. 報告事項

(1) 委員長報告

(イ) 技術委員会（家城委員長）

2026年度の活動計画について、研究開発部会では工作機械の高度人材確保・育成に関する調査研究を行う。また標準化部会ではISO26521（デジタルマニュファクチャリングのための情報モデル）について規格開発を行う。

(ロ) 市場調査委員会（武藤委員長）

中東情勢の当会会員企業への影響について、聞き取り調査を行ったほか、当会が政府から得た情報について情報提供を行った。

(ハ) 見本市委員会（菅田委員長）

①JIMTOF2026の出展状況

JIMTOF 2026全体の出展規模は、本年4月1日時点で、934社4,429小間となり、うち、日工会会員の出展規模は99社1,756小間となった。

②会場構成及び日工会会員出展者の小間配置

JIMTOFでは、来場者の視点に配慮して、主な出展製品毎に、大まかな出展位置を定める「類別展示」方式を採用しているが、東京ビッグサイトの大規模改修工事の影響で、東4～6ホールが休館と

なるため、日工会会員の出展エリアにも変更が生じている。

③企画展示

企画展示については、「ミライに繋がる発見と、ミライを担う人材発掘」というコンセプトも加えながら、企画部会が中心となって、2つのコンテンツを実施する方向で、具体的な検討を進めている。

(2) 諸報告

(イ) SIMTOS 2026開催結果について

4月13日～17日、韓国・ソウル市でSIMTOS 2026が開催され、35カ国・地域から、1,315社が出展した。当会は坂元会長出席の元、Japan Dayを開催し、JIMTOF来場誘致活動を行った。

(ロ) CCMT2024開催結果について

4月21日～25日、中国・上海市でCCMT2026が開催され、27カ国・地域から、2,030社が出展した。当会は会期初日に、坂元会長と山口副会長が主催者のCMTBAに表敬訪問を行った。

(ハ) パブリックコメントの提出について

米国通商代表部（USTR）は日本を含む16カ国・地域の製造業における過剰生産能力や過剰生産能力に関連する政策や慣行について、1974年通商法301条に基づく調査を開始した。これを受けて、当会では日本の工作機械産業の特徴から構造的に過剰生産能力を持ち得ないこと、また米国経済・安全保障への多大な貢献をしている旨パブリックコメントを提出した。

(ニ) 今後の日工会関連行事予定について

技術委員会

— 幹事会 —

第79回 2026.5.22(金)WEB会議 出席14名

1. 研究開発部会、及び標準化部会の2025年度下期の活動報告・2026年度活動計画（案）について各部長より説明があり、各内容について了承された。
2. 技術委員会の本委員会について、7月後半に新日本工機へ訪問する方向で調整中である旨、報告を行った。

— 研究開発部会 —

第1回 2026.5.8(金)WEB会議 出席14名

1. 研究開発部会の2025年度活動報告について説明があり、各内容について了承された。活動内容に関しては、技術動向調査報告会、工作機械の設計学（応用編）改訂委員会、知的財産調査専門委員会、IMEC（国際工作機械技術者会議）運営委員会の内容が報告された。
2. 研究開発部会の2026年度活動計画(案)について説明があり、各内容について了承された。なお、技術動向調査報告会、知的財産調査専門委員会、IMEC運営委員会は継続実施のため、詳細割愛し、新規立ち上げとなる工作機械の高度人材確保・育成に関する調査研究委員会について報告を行った。

高度人材確保・育成に関する調査研究委員会

プレ会合 2026.3.30(月)WEB会議 出席19名

1. 事務局より、事業立ち上げまでの背景について説明を行った。
2. 事務局より、調査研究概要について説明を行った後、採用・人材育成に関する意見を企業側・大学側からの視点で集約を行い、現状での問題点の洗い出しを行った。
3. プレ会合で提示された問題点を事務局側で精査し、次回委員会でさらに検討を行うこととした。

第1回 2026.6.23(火)WEB会議 出席13名

1. 事務局より、前回プレ会合の内容を再確認した。
2. 前回プレ会合で提示された問題について、事務局側で精査・深掘した意見を基に、官・民・学の観点から考えられる問題点・改善点を各委員より聴取した。
3. 本委員会で提示された問題点・改善点を事務局側で精査し、次回委員会でさらに検討を行うこととした。

— 標準化部会 —

機械規格専門委員会

— 通則分科会 —

第1回 2026.5.14(木)機械振興会館+WEB会議 出席14名

1. 新たに主査に就任された茨木氏（広島大学）から、開会の挨拶があった。
2. 日本がPL（プロジェクトリーダー）を務めるISO 230-1 Amd1（工作機械試験

方法通則－第1部：幾何精度試験）CD（Committee Draft）コンサルテーションについて、各国コメントの検討を行った。

3. 2026年4月25日期限で実施されたISO/TS 230-13（工作機械試験方法通則－第13部：三次元測定機として使用される工作機械の受入試験に関するガイドライン）のCDコンサルテーション結果及び各国コメントについて、検討を行った。
4. 2026年2月12日及び13日にオンラインで開催された第5回ISO/TC39/SC2/WG9（三次元測定機として使用される工作機械の受入試験）国際会議、及び2026年3月20日にオンラインで開催されたISO 230-X（工作機械の静剛性及びバックラッシュ／ヒステリシスの測定）Ad-hoc国際会議について、概要報告が行われた。
5. 2026年5月18日（月）～5月22日（金）に上海（中国）で開催予定の次回（第96回）ISO/TC39/SC2国際会議への対応方針について、検討を行った。

歯車加工機分科会

第5回 2026.5.7(木)WEB会議 出席11名

1. ISO 6545（ホブ盤－精度試験）WD（Working Draft）について、日本コメントの検討を行った。
2. 次回（第1回）ISO/TC39/SC2/WG10（歯車加工機の精度試験）国際会議への対応方針について、検討を行った。

市場調査委員会

― 市場部会 ―

第1回 ▶ 2026.5.28(木)機械振興会館+WEB会議 出席16名

1. 市場部会の所轄事項、運営方針について確認した。
2. 国内市場の活性化に向けた政策措置、規制緩和等について討議した。
3. 工作機械受注統計の分類見直しについて討議した。
4. 代金の前金（手付金）について意見交換を行った。

― サービス部会 ―

第5回 ▶ 2026.5.20(水)機械振興会館+WEB会議 出席27名

1. 2026年度サービスエンジニア共通教育の実施要領、及び電気関連の新教材について確認した。
2. 工作機械サービス技能検定の呼称について討議した。
3. 同2級検定第1回試験の日取り、検定員の陣容、準備状況、試験当日の運営等について確認した。
4. 中東情勢が工作機械サービスに及ぼしている影響等について意見交換を行った。

国際委員会

第2回 ▶ 2026.5.19(火)牧野フライス製作所富士勝山事業所 出席45名

1. (株)牧野フライス製作所・宮崎社長のあいさつの後、同社アジア営業部リーダー中須磨省吾氏より、「インドビジネスの実情について」と題する話題提供があった。
2. 東京共同会計事務所より「インドでのEPA活用と、EPAウェブサイトの拡充について」と題する話題提供があった。
3. (株)牧野フライス製作所・富士勝山事業所を見学した。

輸出管理委員会

― 輸 出 管 理 部 会 ―

第10回 ▶ 2026.5.29(金)機械振興会館+WEB会議 出席25名

1. 2026年度の輸出管理委員会活動案について審議した。
2. 「工作機械に関する安全保障輸出管理・規制内容の変遷」の更新作業の進め方、委員担当割り振り案について検討した。
3. 日工会様式製造者チェックフォームの見直しについて検討した。
4. 2025年度工作機械の輸出管理研修会の開催結果について報告した。

― 正 副 委 員 長 会 議 ―

第2回 ▶ 2026.6.17(水)機械振興会館 出席9名

1. 第2回輸出管理委員会の議事説明を行った。
2. 2025年度の輸出管理委員会活動結果について報告した。
3. 2026年度の輸出管理委員会活動案について報告した。

― 委 員 会 ―

第2回 ▶ 2026.6.17(水)機械振興会館+WEB会議 出席66名

1. 「中古工作機械チェックフォーム活用状況等」に関するアンケート調査結果について報告し、続いて製造者チェックフォームの見直し内容について説明した。
2. 「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に関する特別一般包括許可活用状況アンケート調査結果について報告した。
3. 需要者等による誓約違反事象アンケート調査結果について報告した。
4. 2025年度の輸出管理委員会活動結果について報告した。
5. 2026年度の輸出管理委員会活動案について審議し、承認した。



2025年度日工会第5回ゴルフ会 (第374回)

5月15日(金)、愛知県の中京ゴルフ倶楽部 石野コースにて、通算374回ゴルフ会を開催した。

当日は、五月晴れの心地よい青空のもと、初参加2名を含む15名が参加し、熱戦を繰り広げた。

競技は終始安定したショットで後半に見事な猛迫を見せた朝尾選手(ブルーム-ノボテスト)が菅田選手、神谷選手を抑えて、初優勝を飾った。

初優勝の朝尾選手は、「組み合わせに恵まれた。一緒にラウンドした先輩方のアドバイスのおかげで優勝できた」とコメント。

また、今大会には、大日選手(山科精器)、張選手(池貝)が初参加し、華麗なスイングを披露し、大会を大いに盛り上げた。



坂元会長から優勝杯を受け取る
朝尾信之選手(右)

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 優 勝 | 朝尾 信之
(ブルーム-ノボテスト(株)・社長) |
| 準優勝 | 菅田 雅夫
(ホーコス(株)・社長) |
| 第3位 | 神谷 真盛
(株)ジェイテクトハイテック・常務) |
| 第4位 | 大日陽一郎
(山科精器(株)・社長) |
| 第5位 | 武藤 公明
(浜井産業(株)・社長) |



第374回日工会ゴルフ会 2026年5月15日(金)
中京ゴルフ倶楽部石野コース

中京ゴルフ倶楽部 石野コース紹介

所在地：〒470-0311 豊田市芳友町深田510

電 話：0565 (41) 2100

U R L：https://chukyo-gc.co.jp/

設立時より、(1)あらゆるプレーヤーが、それぞれの技量に応じてゴルフの楽しさを満喫できる、(2)プレーするたびに新しい発見がある、(3)プロのトーナメントでも素晴らしいドラマが展開されるようなグレードを併せ持つ、を目標としている名古屋近郊の名門コース。四季の変化に富んだなだらかな丘陵地帯に位置し、優しさと厳しさを兼ね備えた美しいコースを実現している。スリリングに、そしてエキサイティングに、知的な雰囲気があふれるときめきの18ホールを堪能できる。毎年5月下旬頃、「中京テレビ・ブリヂストンレディスオープン」が開催されている。

なお、同倶楽部での次回日工会ゴルフ会は、2026年10月10日(土)を予定している。

2025年度日工会第6回ゴルフ会 (第375回)

6月6日(土)、静岡県ファイブハンドレッドクラブにて、通算375回目となるゴルフ会を開催した。

当日は曇りで涼しく快適なコンディションの中、18名の参加者がコース上で熱い火花を散らした。

今大会は、同じ組でラウンドした坂元選手、武藤選手、鈴木選手による熾烈な三つ巴の優勝争いとなった。大接戦を制したのは鈴木選手(アイダエンジニアリング)。精密なショットが光り、見事初優勝の栄冠を手にした。優勝を決めた鈴木選手は、「組み合わせに恵まれた。終始楽しくラウンドできたことが結果に繋がった」と、プレーを振り返った。

また、今大会は水田選手(オーエム製作)、吉田選手(東京精密)、山口選手(ファナック)、宮崎選手(牧野フライス)、川上選手(三井精機)の5名が新たに参戦。終始にぎやかで活気のあるゴルフ会となった。



坂元会長から優勝杯を受け取る
鈴木利彦選手(左)

- | | |
|-----|------------------------------|
| 優 勝 | 鈴木 利彦
(アイダエンジニアリング(株)・社長) |
| 準優勝 | 坂元 繁友(芝浦機械(株)・社長) |
| 第3位 | 武藤 公明(浜井産業(株)・社長) |
| 第4位 | 水田 博
(株)オーエム製作所・取締役) |
| 第5位 | 五十嵐敏裕
(芝浦機械(株)・シニアエキスパート) |



第375回日工会ゴルフ会 2026年6月6日(土)
ファイブハンドレッドクラブ

ファイブハンドレッド クラブ紹介

所在地：〒410-1116 静岡県裾野市千福953-2

電 話：055 (993) 0500

U R L：https://www.500club.jp/

同クラブは、富士山の裾野に位置し箱根連山を眺望できるなど、景観に恵まれている。コースはゆるやかなアンジュレーションから成り、いずれのホールも距離が十分にとられている。アウトはドッグレッグや池越えなどはあるが、アップダウンの少ないフラットなコース、インは自然の起伏を活かしたコース設計となっている。これにより、正確なショットが要求されるホールとのびのびと打てるホールとが組み合わされている。クラブ名は会員数が500名であるところから採られている。

なお、同クラブでの次回日工会ゴルフ会は、2026年11月27日(金)を予定している。

1. 新規入会（2026年6月1日付）
（株）東京精密
会員代表者 取締役会長 吉田 均
所在地 東京都八王子市石川町2968-2
資本金 11,732百万円
生産品目 測定器
推薦会員 （株）岡本工作機械製作所
オークマ（株）

2. 会員代表者の変更
（2026年5月25日付）
住友精密工業（株）
（新）八木 正一（執行役員）
（旧）矢田 毅（常務取締役）

（2026年6月5日付）
（株）オーエム製作所
（新）水田 博（取締役工機事業部長）
（旧）佐脇 祐二（取締役社長）

コマツNTC（株）
（新）竹田雄一郎（取締役社長兼CEO）
（旧）高橋 正明（取締役）

（株）ジェイテクト
（新）宮藤 賢二
（経営役員 工作機械・システム事業本部長）
（旧）荒井 義博
（工作機械・システム事業本部テクニカルアドバイザー）

ブラザー工業（株）
（新）寺倉 達雄（常務執行役員）
（旧）星 真（元専務執行役員）

（2026年6月30日付）
エンシュウ（株）
（新）松山 智彦（取締役社長）
（旧）鈴木 敦士
（取締役工作機械事業本部長）

3. 事務局人事（2026年6月1日付）
（昇任）
鈴木 春美
（新）総務部長
（旧）総務部次長

行田 慎一
（新）調査企画部担当部長兼調査企画部次長
（旧）調査企画部次長

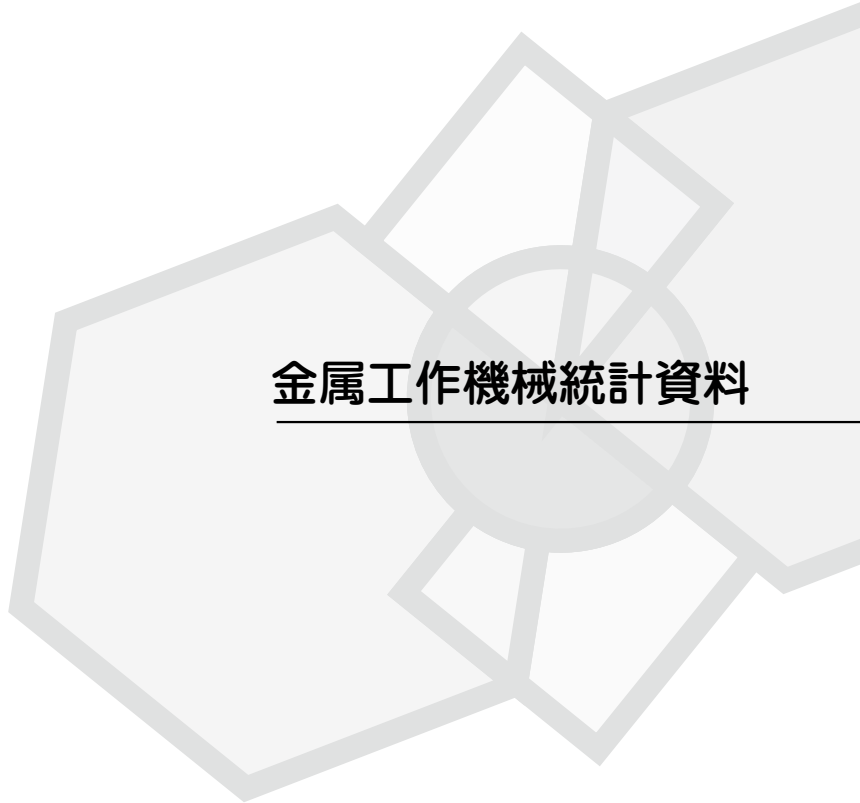
村田 太
（新）総務部次長
（旧）総務部総務課長

高野 晋一
（新）技術部次長
（旧）技術部技術課長

磯寄 裕行
（新）業務国際部業務国際課長
（旧）業務国際部業務国際課長代理

西村 京子
（新）技術部技術課長代理
（旧）技術部技術課係長

松井 彩
（新）調査企画部調査企画課長代理
（旧）調査企画部調査企画課係長



金属工作機械統計資料

※詳しい統計資料をご希望の方は、当会ホームページまでアクセスして下さい。
URL <https://www.jmtba.or.jp/>

主要統計

		受注							生		
		総額	前年比	内需	前年比	外需	前年比	販売	受注残	台数	重量
		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	台	トン
	16年	1,250,003	84.4	530,545	90.5	719,458	80.4	1,280,584	522,527	67,991	374,124
	17年	1,645,554	131.6	629,369	118.6	1,016,185	141.2	1,467,285	694,231	88,644	426,841
	18年	1,815,771	110.3	750,343	119.2	1,065,428	104.8	1,684,768	826,197	84,803	454,619
	19年	1,229,900	67.7	493,188	65.7	736,712	69.1	1,501,633	561,265	62,240	380,419
	20年	901,835	73.3	324,455	65.8	577,380	78.4	1,033,616	430,794	45,569	244,973
	21年	1,541,419	170.9	510,324	157.3	1,031,095	178.6	1,283,499	701,005	67,601	313,143
	22年	1,759,601	114.2	603,231	118.2	1,156,370	112.1	1,568,350	896,813	70,004	375,672
	23年	1,486,519	84.5	476,821	79.0	1,009,698	87.3	1,616,581	785,775	58,832	362,386
	24年	1,485,109	99.9	441,538	92.6	1,043,571	103.4	1,526,187	767,825	50,449	298,113
	25年	1,604,319	108.0	440,862	99.8	1,163,457	111.5	1,633,205	757,430	53,397	304,329
	2021年度	1,667,502	168.7	566,229	173.7	1,101,273	166.2	1,368,954	757,694	69,950	333,552
	22年度	1,705,623	102.3	581,667	102.7	1,123,956	102.1	1,618,780	849,094	67,788	376,846
	23年度	1,453,136	85.2	457,521	78.7	995,615	88.6	1,564,251	757,003	54,104	343,009
	24年度	1,509,736	103.9	444,162	97.1	1,065,574	107.0	1,597,467	692,400	53,409	301,283
	25年度	1,704,667	112.9	446,096	100.4	1,258,571	118.1	1,603,953	811,605	51,730	302,883
2024年	1-3月	360,818	91.5	112,403	85.3	248,415	94.6	389,590	757,003	12,481	77,736
	4-6月	379,248	101.3	112,019	93.1	267,229	105.3	329,117	807,134	11,227	68,729
	7-9月	360,072	99.2	109,424	91.1	250,648	103.2	399,490	767,716	12,864	74,329
	10-12月	384,971	108.4	107,692	103.0	277,279	110.7	407,990	767,825	13,877	77,319
2025年	1-3月	385,445	106.8	115,027	102.3	270,418	108.9	460,870	692,400	15,441	80,906
	4-6月	392,095	103.4	107,264	95.8	284,831	106.6	366,974	717,521	12,372	70,251
	7-9月	387,675	107.7	110,986	101.4	276,689	110.4	371,577	732,958	12,617	76,160
	10-12月	439,104	114.1	107,585	99.9	331,519	119.6	433,784	757,430	13,015	76,835
2026年	1-3月	485,793	126.0	120,261	104.6	365,532	135.2	431,618	811,605	13,726	79,637
2023年	10月	112,053	79.4	33,644	75.5	78,409	81.3	119,344	809,495	4,100	27,280
	11月	115,899	86.4	32,696	71.6	83,203	94.0	128,275	797,119	4,024	26,704
	12月	127,088	90.4	38,251	90.5	88,837	90.4	158,104	785,775	4,483	30,276
2024年	1月	110,960	86.0	30,603	70.5	80,357	93.8	107,998	788,737	3,781	23,384
	2月	114,208	92.0	32,543	83.6	81,665	95.9	117,730	785,215	4,214	26,376
	3月	135,650	96.2	49,257	99.8	86,393	94.3	163,862	757,003	4,484	27,952
	4月	120,902	91.1	36,372	87.2	84,530	92.9	96,612	781,293	3,557	21,979
	5月	124,530	104.2	34,837	92.1	89,693	109.8	113,085	792,738	3,709	22,723
	6月	133,816	109.7	40,810	99.9	93,006	114.6	119,420	807,134	3,961	24,027
	7月	123,942	108.4	35,703	90.7	88,239	117.7	117,361	813,715	4,232	24,029
	8月	110,770	96.5	32,192	90.1	78,578	99.4	123,952	800,533	4,062	23,241
	9月	125,360	93.6	41,529	92.2	83,831	94.3	158,177	767,716	4,570	27,059
	10月	122,550	109.4	33,441	99.4	89,109	113.6	115,081	775,185	4,457	24,405
2025年	11月	119,327	103.0	34,328	105.0	84,999	102.2	124,510	770,002	4,765	26,310
	12月	143,094	112.6	39,923	104.4	103,171	116.1	168,399	767,825	4,655	26,604
	1月	116,146	104.7	31,996	104.6	84,150	104.7	111,314	772,657	4,755	24,859
	2月	118,198	103.5	33,767	103.8	84,431	103.4	130,914	759,941	5,091	26,648
	3月	151,101	111.4	49,264	100.0	101,837	117.9	218,642	692,400	5,595	29,399
	4月	130,214	107.7	34,379	94.5	95,835	113.4	126,854	695,760	4,492	23,647
	5月	128,718	103.4	33,016	94.8	95,702	106.7	111,352	713,126	3,867	22,131
	6月	133,163	99.5	39,869	97.7	93,294	100.3	128,768	717,521	4,013	24,473
	7月	128,357	103.6	35,446	99.3	92,911	105.3	120,168	725,104	4,117	25,929
	8月	120,172	108.5	31,895	99.1	88,277	112.3	116,136	729,202	3,931	23,800
2026年	9月	139,146	111.0	43,645	105.1	95,501	113.9	135,273	732,958	4,569	26,431
	10月	143,456	117.1	35,693	106.7	107,763	120.9	119,967	756,481	4,278	26,110
	11月	137,005	114.8	31,987	93.2	105,018	123.6	133,711	759,478	4,216	24,319
	12月	158,643	110.9	39,905	100.0	118,738	115.1	180,106	757,430	4,521	26,406
	1月	145,579	125.3	32,624	102.0	112,955	134.2	127,920	775,089	4,074	24,717
	2月	146,744	124.2	37,164	110.1	109,580	129.8	119,216	802,617	4,472	25,781
	3月	193,470	128.0	50,473	102.5	142,997	140.4	184,482	811,605	5,180	29,139
	4月	188,967	145.1	49,286	143.4	139,681	145.8	121,707	878,248	4,431	24,138
	5月	177,006	137.5	45,329	137.3	131,677	137.6	127,033	928,221		
	資料		(一社) 日本工作機械工業会								

(注) 1. 生産・販売・在庫(経済産業省)及び輸出入(財務省)は週及修正される場合がある。
2. 企業物価指数(日本銀行) 10～14年は10年＝100、15～20年は15年＝100、20年以降は20年＝100。

産		販 売		在 庫		輸 出		輸 入		常用従	企業物 価指数
金 額	前年比	台 数	金 額	台 数	重 量	金 額	前年比	金 額	前年比	業員数	
百万円	%	台	百万円	台	ト ン	百万円	%	百万円	%	人	
1,012,810	80.5	73,443	1,058,471	9,321	35,371	666,519	71.5	78,249	85.4	26,252	100.5
1,129,823	111.6	92,174	1,181,505	9,936	33,453	786,221	118.0	72,276	92.4	26,161	99.3
1,236,790	109.5	90,160	1,297,087	9,167	31,553	881,700	112.1	90,574	125.3	27,348	101.1
1,072,452	86.7	66,288	1,118,969	9,490	33,806	735,108	83.4	85,996	94.9	27,436	103.7
723,994	67.5	49,457	762,032	8,145	28,075	529,567	72.0	55,530	64.6	27,249	100.0
895,409	123.7	68,971	923,460	7,465	30,612	712,613	134.6	60,794	109.5	26,689	100.1
1,078,833	120.5	72,456	1,143,899	7,421	33,180	857,072	120.3	84,031	138.2	26,671	104.4
1,051,791	97.5	61,160	1,124,691	7,129	38,613	830,389	96.9	85,481	101.7	27,041	112.3
901,336	85.7	52,440	982,874	6,521	37,392	761,738	91.7	75,615	88.5	26,477	116.5
974,604	108.1	56,071	1,063,080	5,209	32,338	845,601	111.0	68,103	90.1	26,389	119.9
953,784	131.0	70,992	985,574	7,704	30,669	747,726	136.7	66,234	126.3	26,570	100.6
1,089,727	114.3	70,956	1,166,617	7,104	32,820	875,478	117.1	85,224	128.7	26,800	106.3
991,036	90.9	56,540	1,067,662	6,347	35,863	802,996	91.7	83,042	97.4	26,970	113.9
927,723	93.6	55,505	1,010,297	6,514	32,756	793,252	98.8	74,334	89.5	26,372	116.8
994,178	107.2	53,827	1,077,810	5,012	29,477	841,863	106.1	73,742	99.2	26,316	121.2
227,825	78.9	13,640	258,798	6,347	35,863	188,100	87.3	17,871	88.0	26,605	114.7
201,413	77.4	11,410	210,758	6,441	38,802	171,756	87.2	18,494	78.9	26,507	116.6
232,409	90.4	13,244	252,096	6,496	38,433	191,765	90.3	19,209	89.5	26,530	118.0
239,689	97.6	14,146	261,222	6,521	37,392	210,118	102.2	20,041	98.8	26,267	116.7
254,212	111.6	16,705	286,221	6,514	32,756	219,614	116.8	16,591	92.8	26,183	116.1
219,904	109.2	12,711	232,963	5,447	33,683	191,234	111.3	16,796	90.8	26,405	119.8
250,122	107.6	12,842	263,069	5,601	35,180	208,690	108.8	15,417	80.3	26,021	122.2
258,407	107.8	13,784	286,967	5,209	32,338	225,818	107.5	19,288	96.2	26,533	121.2
265,745	104.5	14,490	294,811	5,012	29,477	216,122	98.4	22,240	134.1	26,307	121.6
76,636	87.9	4,433	83,070	7,362	38,345	69,480	97.0	7,820	87.2	26,868	115.5
78,371	83.5	4,234	80,549	7,259	40,048	58,553	69.0	6,418	100.9	26,684	114.9
90,952	98.5	4,687	100,829	7,129	38,609	77,571	93.3	6,104	81.1	26,800	113.9
66,483	79.5	3,864	69,943	7,160	39,812	50,645	96.0	5,735	66.9	26,686	113.6
76,268	82.0	4,270	81,143	7,216	40,660	63,995	86.9	6,508	110.6	26,619	115.1
85,039	75.9	5,504	107,618	6,345	35,804	73,460	82.5	5,631	96.2	26,600	115.5
62,817	72.3	3,388	60,685	6,631	38,189	59,506	94.2	5,963	85.5	26,432	115.9
65,757	81.5	3,707	69,753	6,736	38,991	53,530	87.2	7,165	86.6	26,514	116.6
72,839	78.5	4,313	80,283	6,441	38,802	58,722	81.1	5,366	65.5	26,574	117.2
72,409	86.2	4,113	74,319	6,704	40,801	60,701	89.3	6,796	103.6	26,576	118.0
73,632	92.0	3,995	76,489	6,893	41,440	65,109	101.7	4,905	85.7	26,536	117.1
86,368	92.7	5,136	101,288	6,496	38,433	65,955	82.1	7,508	81.8	26,479	117.8
74,697	97.4	4,313	75,003	6,760	40,444	66,289	95.4	7,524	96.2	26,271	117.9
80,299	102.9	4,404	81,207	7,212	42,818	61,683	105.3	6,334	99.6	26,282	116.3
84,693	93.1	5,429	105,012	6,521	37,392	82,145	105.9	6,183	101.3	26,248	115.8
79,206	119.1	4,305	78,012	7,047	39,775	55,992	110.6	6,949	121.2	26,196	116.7
80,183	105.1	5,703	91,716	6,508	38,002	76,687	119.8	5,097	78.3	26,194	115.7
94,823	111.5	6,697	116,493	6,514	32,756	86,935	118.3	4,545	80.8	26,159	115.9
71,398	113.7	4,250	71,312	5,807	34,811	61,953	104.1	5,367	90.0	26,336	116.6
71,017	108.0	4,415	77,972	5,366	34,307	61,262	114.4	5,573	77.8	26,401	118.7
77,489	106.4	4,046	83,679	5,447	33,683	68,019	115.8	5,857	109.1	26,477	124.2
82,963	114.6	4,056	80,115	5,617	36,298	68,896	113.5	5,897	86.8	26,051	122.8
76,863	104.4	4,062	79,537	5,597	37,167	61,611	94.6	4,384	89.4	26,045	121.6
90,296	104.5	4,724	103,417	5,601	35,180	78,183	118.5	5,136	68.4	25,967	122.2
84,235	112.8	4,450	86,846	5,530	35,959	73,552	111.0	6,525	86.7	26,612	120.6
81,020	100.9	4,217	89,753	5,623	35,514	71,748	116.3	6,464	102.1	26,511	120.2
93,152	110.0	5,117	110,368	5,209	32,338	80,519	98.0	6,299	101.9	26,475	122.9
78,489	99.1	4,158	83,703	5,326	32,801	62,284	111.2	7,263	104.5	26,333	122.8
87,619	109.3	4,222	86,345	5,711	34,935	63,737	83.1	7,517	147.5	26,313	122.4
99,637	105.1	6,110	124,763	5,012	29,477	90,101	103.6	7,461	164.1	26,275	119.7
78,444	109.9	4,343	81,758	5,236	31,285	74,049	119.5	8,776	163.5	25,855	118.7
経済産業省「生産動態統計調査」						財務省「貿易統計」				経済産業省	日銀

業種別受注統計

	受注総額		(内 数)		鉄鋼及び 非鉄金属 製 造 業	金属製品 製 造 業	機 械					
			N C工作機械				一般機械器具製造業				自動車製造業	
								内建設機 械製造業	内金型 製 造 業	内自動車 部品製造業		
		前年 比%		前年 比%								
2017年計	1,645,554	131.6	1,616,216	131.9	17,778	26,539	259,144	7,510	27,574	201,119	139,936	
18年計	1,815,771	110.3	1,783,287	110.3	24,984	35,632	297,290	12,833	28,302	248,296	165,265	
19年計	1,229,900	67.7	1,206,231	67.6	15,087	32,024	202,203	11,535	20,987	139,762	101,224	
20年計	901,835	73.3	884,770	73.3	11,265	23,498	133,112	7,013	13,283	83,437	55,580	
21年計	1,541,419	170.9	1,514,935	171.2	17,981	40,274	200,489	11,166	26,785	115,123	84,015	
22年計	1,759,601	114.2	1,727,473	114.0	19,675	50,565	243,465	13,655	34,462	134,719	92,957	
23年計	1,486,519	84.5	1,463,024	84.7	16,345	36,813	203,557	12,442	28,189	100,588	73,519	
24年計	1,485,109	99.9	1,461,592	99.9	15,172	37,200	181,041	8,449	15,761	91,025	62,400	
25年計	1,604,319	108.0	1,579,239	108.0	14,468	35,369	175,881	9,448	16,043	87,073	56,876	
2024年	1-3月	360,818	91.5	355,691	91.6	3,748	9,444	45,992	2,915	5,321	23,208	17,098
	4-6月	379,248	101.3	372,199	100.8	3,905	7,624	43,656	2,238	4,045	25,805	17,447
	7-9月	360,072	99.2	354,947	99.8	3,265	10,721	46,676	1,608	3,358	20,978	14,600
	10-12月	384,971	108.4	378,755	108.3	4,254	9,411	44,717	1,688	3,037	21,034	13,255
2025年	1-3月	385,445	106.8	378,749	106.5	3,602	10,718	43,542	2,804	3,316	24,891	16,197
	4-6月	392,095	103.4	386,160	103.8	2,636	9,836	46,020	3,129	3,729	16,973	10,996
	7-9月	387,675	107.7	382,331	107.7	3,994	7,968	42,999	1,696	4,165	21,208	15,160
	10-12月	439,104	114.1	431,999	114.1	4,236	6,847	43,320	1,819	4,833	24,001	14,523
2026年	1-3月	485,793	126.0	478,693	126.4	4,168	11,072	44,530	2,385	3,701	22,804	16,157
2023年	8月	114,760	82.4	112,273	82.5	1,568	2,880	14,538	963	1,709	7,929	6,081
	9月	113,942	88.8	131,631	88.8	1,856	4,218	17,654	1,122	2,666	10,282	7,441
	10月	112,053	79.4	110,609	79.8	1,017	2,178	14,116	1,448	1,313	7,977	5,026
	11月	115,899	86.4	113,660	86.2	903	2,472	12,750	424	1,711	8,175	6,249
	12月	127,088	90.4	125,372	90.7	856	2,360	14,170	651	2,092	9,951	7,772
2024年	1月	110,960	86.0	109,042	85.7	821	2,408	12,280	1,242	2,006	7,014	5,300
	2月	114,208	92.0	112,625	92.2	711	2,288	13,934	654	1,838	6,662	4,654
	3月	135,650	96.2	134,024	96.4	2,216	4,748	19,778	1,019	1,477	9,532	7,144
	4月	120,902	91.1	117,865	89.9	1,370	2,741	12,828	1,002	1,137	8,844	6,459
	5月	124,530	104.2	122,607	103.8	919	2,049	14,360	736	1,044	7,716	5,623
	6月	133,816	109.7	131,727	109.5	1,616	2,834	16,468	500	1,864	9,245	5,365
	7月	123,942	108.4	121,993	109.2	873	3,068	15,493	365	1,060	6,370	4,099
	8月	110,770	96.5	109,510	97.5	965	2,210	14,777	611	964	7,169	5,094
	9月	125,360	93.6	123,444	93.8	1,427	5,443	16,406	632	1,334	7,439	5,407
	10月	122,550	109.4	120,582	109.0	414	3,537	13,524	467	1,151	6,826	4,487
	11月	119,327	103.0	117,388	103.3	1,643	2,823	16,119	950	1,050	5,561	3,512
	12月	143,094	112.6	140,785	112.3	2,197	3,051	15,074	271	836	8,647	5,256
2025年	1月	116,146	104.7	113,797	104.4	849	3,377	11,854	744	896	5,973	3,675
	2月	118,198	103.5	116,010	103.0	836	2,804	12,536	438	1,220	6,989	5,361
	3月	151,101	111.4	148,942	111.1	1,917	4,537	19,152	1,622	1,200	11,929	7,161
	4月	130,214	107.7	128,635	109.1	967	2,944	15,018	1,547	1,398	5,267	3,256
	5月	128,718	103.4	126,457	103.1	925	2,271	14,328	903	1,080	4,783	3,436
	6月	133,163	99.5	131,068	99.5	744	4,621	16,674	679	1,251	6,923	4,304
	7月	128,357	103.6	126,016	103.3	1,117	2,352	13,608	292	1,629	8,026	5,522
	8月	120,172	108.5	118,873	108.5	1,501	2,050	13,281	753	1,016	6,107	4,558
	9月	139,146	111.0	137,442	111.3	1,376	3,566	16,110	651	1,520	7,075	5,080
	10月	143,456	117.1	141,260	117.1	1,726	2,424	14,485	688	1,458	8,223	4,342
	11月	137,005	114.8	135,124	115.1	769	1,774	12,998	769	1,633	6,723	4,251
	12月	158,643	110.9	155,615	110.5	1,741	2,649	15,837	362	1,742	9,055	5,930
2026年	1月	145,579	125.3	143,699	126.3	780	1,751	11,995	399	1,116	6,572	4,049
	2月	146,744	124.2	144,526	124.6	1,262	2,973	14,094	363	1,038	7,834	5,938
	3月	193,470	128.0	190,468	127.9	2,126	6,348	18,441	1,623	1,547	8,398	6,176
	4月	188,967	145.1	186,190	144.7	3,005	4,318	15,744	1,183	1,316	11,251	7,694
	5月	177,006	137.5	174,709	138.2	1,978	4,068	14,549	778	1,590	9,328	5,587

(単位：百万円)

製 造 業						計	その他 製造業	官公需 学 校	その他 需 要 部 門	商 社 代理店	内需合計	外 需
電気機械 器 具 製 造 業	精 密 機 械 製造業	電 気 精 密 計	航空機・造船・ 輸送用機械									
				内航空機 製 造 業								
37,082	25,267	62,349	23,840	11,610	546,452	16,396	3,083	11,019	8,102	629,369	1,016,185	
45,630	29,403	75,033	26,763	14,579	647,382	19,836	2,966	11,922	7,621	750,343	1,065,428	
23,549	19,476	43,025	24,425	11,980	409,415	15,777	2,510	12,051	6,324	493,188	736,712	
21,239	13,076	34,315	11,089	3,598	261,953	12,185	2,975	8,444	4,135	324,455	577,380	
45,020	24,423	69,443	16,026	4,791	401,081	26,774	7,349	10,582	6,283	510,324	1,031,095	
56,982	29,525	86,507	18,856	5,792	483,547	26,245	2,205	14,094	6,900	603,231	1,156,370	
36,272	21,430	57,702	20,172	8,509	382,019	22,867	1,977	12,165	4,635	476,821	1,009,698	
31,506	23,227	54,733	24,218	13,183	351,017	18,793	2,532	11,917	4,907	441,538	1,043,571	
31,900	20,626	52,526	35,318	17,759	350,798	21,000	3,515	11,513	4,199	440,862	1,163,457	
9,582	5,506	15,088	4,974	2,310	89,262	5,070	419	3,212	1,248	112,403	248,415	
6,060	6,681	12,741	7,447	4,368	89,649	4,756	576	3,376	2,133	112,019	267,229	
8,853	4,937	13,790	5,364	2,399	86,808	4,234	1,119	2,591	686	109,424	250,648	
7,011	6,103	13,114	6,433	4,106	85,298	4,733	418	2,738	840	107,692	277,279	
6,931	5,977	12,908	9,338	4,575	90,679	5,921	333	2,805	969	115,027	270,418	
10,218	5,294	15,512	6,578	3,407	85,083	5,146	545	2,901	1,117	107,264	284,831	
7,762	4,967	12,729	11,307	6,365	88,243	5,106	1,152	3,455	1,068	110,986	276,689	
6,989	4,388	11,377	8,095	3,412	86,793	4,827	1,485	2,352	1,045	107,585	331,519	
12,998	5,371	18,369	8,571	5,649	94,274	5,522	925	3,096	1,204	120,261	365,532	
3,662	1,428	5,090	1,090	487	28,647	1,265	239	683	435	35,717	79,043	
4,228	1,498	5,726	1,677	896	35,339	1,892	143	1,090	507	45,045	88,897	
2,275	1,146	3,421	1,230	298	26,744	1,975	322	978	430	33,644	78,409	
1,884	1,075	2,959	2,135	584	26,019	1,826	93	960	423	32,696	83,203	
1,459	3,572	5,031	2,665	1,749	31,817	1,806	121	813	478	38,251	88,837	
2,392	1,678	4,070	1,357	657	24,721	1,262	157	859	375	30,603	80,357	
2,390	1,483	3,873	1,849	829	26,318	1,651	104	1,130	341	32,543	81,665	
4,800	2,345	7,145	1,768	824	38,223	2,157	158	1,223	532	49,257	86,393	
2,124	2,273	4,397	2,677	1,379	28,746	1,744	268	1,106	397	36,372	84,530	
2,167	2,206	4,373	2,038	1,326	28,487	1,485	54	1,281	562	34,837	89,693	
1,769	2,202	3,971	2,732	1,663	32,416	1,527	254	989	1,174	40,810	93,006	
3,555	1,663	5,218	1,375	669	28,456	1,793	375	942	196	35,703	88,239	
1,587	1,026	2,613	1,916	706	26,475	1,096	484	694	268	32,192	78,578	
3,711	2,248	5,959	2,073	1,024	31,877	1,345	260	955	222	41,529	83,831	
2,152	2,047	4,199	2,465	1,606	27,014	1,274	134	901	167	33,441	89,109	
2,140	1,924	4,064	1,066	671	26,810	1,646	155	933	318	34,328	84,999	
2,719	2,132	4,851	2,902	1,829	31,474	1,813	129	904	355	39,923	103,171	
1,919	2,411	4,330	2,038	682	24,195	2,513	48	709	305	31,996	84,150	
1,503	1,738	3,241	4,189	2,218	26,955	1,840	151	944	237	33,767	84,431	
3,509	1,828	5,337	3,111	1,675	39,529	1,568	134	1,152	427	49,264	101,837	
2,918	1,910	4,828	1,945	844	27,058	1,907	105	1,011	387	34,379	95,835	
3,304	1,519	4,823	2,893	1,869	26,827	1,731	206	784	272	33,016	95,702	
3,996	1,865	5,861	1,740	694	31,198	1,508	234	1,106	458	39,869	93,294	
2,189	1,843	4,032	2,274	1,442	27,940	1,898	370	1,460	309	35,446	92,911	
2,066	1,263	3,329	2,580	1,480	25,297	1,441	453	867	286	31,895	88,277	
3,507	1,861	5,368	6,453	3,443	35,006	1,767	329	1,128	473	43,645	95,501	
2,730	1,231	3,961	1,862	923	28,531	1,315	612	883	202	35,693	107,763	
2,514	978	3,492	3,244	1,328	26,457	1,257	628	700	402	31,987	105,018	
1,745	2,179	3,924	2,989	1,161	31,805	2,255	245	769	441	39,905	118,738	
3,961	1,263	5,224	3,430	2,423	27,221	1,293	378	806	395	32,624	112,955	
4,308	1,462	5,770	2,229	1,581	29,927	1,187	428	953	434	37,164	109,580	
4,729	2,646	7,375	2,912	1,645	37,126	3,042	119	1,337	375	50,473	142,997	
5,081	2,720	7,801	3,806	1,411	38,602	1,456	353	1,195	357	49,286	139,681	
3,280	1,846	5,126	7,221	4,473	36,224	1,698	103	740	518	45,329	131,677	

外需 国・地域別受注実績

			2025年		7月		8月		9月		10月		11月	
			6月	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
アジア	東アジア	韓国	1,941	81.7	1,841	82.4	2,086	54.5	2,531	123.8	4,311	151.8	2,836	187.8
		台湾	1,268	44.3	1,550	71.2	1,118	98.6	1,486	63.9	2,142	127.3	1,811	175.1
		中国	32,177	101.5	31,954	108.3	29,324	102.8	34,283	125.0	31,791	109.6	38,128	130.0
		その他	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
		小計	35,386	95.8	35,345	104.2	32,528	96.8	38,300	120.5	38,244	114.0	42,775	134.2
	その他のアジア	タイ	1,500	58.6	1,030	65.0	1,787	172.2	1,438	79.5	1,947	212.6	1,618	139.2
		マレーシア	670	71.8	903	80.8	925	125.0	793	254.2	1,635	181.5	525	146.2
		シンガポール	513	152.2	800	261.4	564	191.2	715	84.9	991	217.8	919	302.3
		フィリピン	152	49.5	68	111.5	105	87.5	487	130.9	386	242.8	454	1135.0
		インドネシア	353	70.2	364	58.2	455	112.3	1,245	295.0	1,697	508.1	614	104.6
		ベトナム	2,923	382.6	2,923	247.7	1,848	85.1	1,310	64.2	955	24.7	1,125	43.8
		インド	5,143	110.5	6,111	122.5	4,982	94.6	5,322	96.2	4,898	50.4	5,900	106.2
		その他	35	1166.7	1	33.3	3	42.9	4	－	747	12450.0	366	7320.0
		小計	11,289	112.2	12,200	123.7	10,669	106.2	11,314	102.7	13,256	81.1	11,521	108.9
		小計	46,675	99.3	47,545	108.6	43,197	99.0	49,614	115.9	51,500	103.2	54,296	127.9
欧州	EU	ドイツ	3,551	79.5	3,435	93.3	2,720	107.3	3,604	100.8	4,303	165.0	4,163	149.9
		イタリア	2,026	95.3	2,553	133.0	1,733	178.1	2,251	100.9	2,899	170.1	2,703	159.0
		フランス	2,171	83.0	2,034	93.8	928	71.7	2,343	145.3	2,468	110.4	1,843	89.6
		中欧	1,097	109.0	1,176	90.3	1,898	170.8	1,324	111.1	1,746	148.0	1,903	191.8
		その他	2,763	75.8	3,140	131.6	2,340	130.7	3,037	163.5	3,585	125.2	2,930	105.7
	その他西欧	小計	11,608	83.8	12,338	107.7	9,619	124.9	12,559	119.9	15,001	141.7	13,542	131.5
		その他西欧	3,469	104.2	3,967	132.0	4,433	151.0	2,924	103.6	5,045	87.9	4,345	105.6
		うちイギリス	1,704	111.6	1,854	157.9	2,049	180.4	869	95.6	2,361	128.0	2,181	128.8
		うちトルコ	1,030	73.6	－71	－	1,650	140.3	1,407	112.0	1,198	47.7	963	60.1
		うちスイス	692	270.3	1,004	210.0	519	169.6	474	72.5	1,152	204.6	938	141.9
	東欧	小計	828	773.8	132	55.2	86	136.5	52	25.4	150	111.1	239	－
		ロシア・その他	13	185.7	2	28.6	5	100.0	9	180.0	9	21.4	15	107.1
		小計	15,918	92.0	16,439	111.8	14,143	132.1	15,544	115.1	20,205	122.4	18,141	125.8
北米		アメリカ	24,929	116.5	23,791	103.6	24,080	117.4	25,902	116.9	28,293	162.4	26,395	112.0
		カナダ	948	71.1	1,118	74.1	3,597	402.3	1,108	83.7	1,596	62.3	1,268	81.0
		メキシコ	2,364	269.9	1,804	73.1	1,400	88.7	2,542	196.1	3,661	300.1	1,758	160.5
中南米		小計	28,241	119.7	26,713	99.1	29,077	126.5	29,552	119.3	33,550	158.2	29,421	112.1
		ブラジル	896	139.6	952	94.0	1,018	247.7	368	81.1	1,146	173.4	1,072	182.6
		その他	52	1.5	107	148.6	33	91.7	－119	－	167	77.7	9	8.0
オセアニア		小計	948	23.1	1,059	97.6	1,051	235.1	249	35.6	1,313	149.9	1,081	154.4
		オーストラリア	1,043	123.9	468	68.3	455	84.1	567	90.9	665	111.2	525	84.0
		その他	82	328.0	72	124.1	87	202.3	54	93.1	112	11200.0	58	20.6
中東		小計	1,125	129.8	540	72.7	542	92.8	621	91.1	777	129.7	583	64.3
		中東	386	294.7	590	65.4	225	234.4	126	11.5	389	219.8	1,422	544.8
		アフリカ	1	－	25	30.5	42	32.6	－205	－	29	－	74	231.3
		合計	93,294	100.3	92,911	105.3	88,277	112.3	95,501	113.9	107,763	120.9	105,018	123.6
		うちNC機	92,916	100.4	92,525	105.5	87,917	112.4	95,170	113.9	106,577	120.4	104,135	123.3

(注) 1. 2021年1月より、イギリスを「EU」から「その他西欧」に移行。
2. 当月または前年実績値が「マイナス」及び「0」の場合、もしくは実績値の無い場合は、前年比の表示を「－」とする。

(単位:百万円・%)

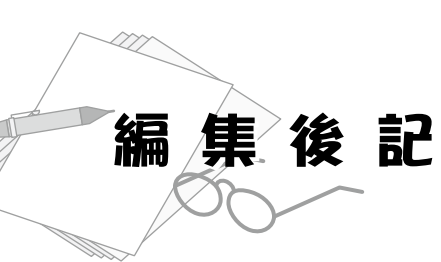
12月	2025年				2026年		2月		3月		4月		5月		2026年	
	前年比	累計	前年比	1 月	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	累計	前年比		
1,924	80.0	31,361	105.9	2,835	107.8	2,996	98.5	2,655	102.6	3,751	115.8	1,975	82.4	14,212	102.3	
1,328	81.1	19,297	86.4	3,356	261.2	1,898	112.8	2,199	100.8	3,384	185.4	4,940	305.1	15,777	183.6	
37,125	102.4	390,087	115.7	43,298	156.9	37,456	140.4	51,353	142.3	53,333	157.0	51,246	165.6	236,686	152.4	
0	—	107	26.0	0	—	0	—	0	—	17	26.2	0	—	17	15.9	
40,377	100.2	440,852	113.2	49,489	156.8	42,350	134.8	56,207	137.6	60,485	154.7	58,161	166.3	266,692	149.9	
1,523	119.6	18,154	95.2	1,832	173.3	1,125	100.0	2,221	185.1	1,353	106.8	2,018	75.8	8,549	116.9	
895	147.0	9,764	97.4	874	261.7	512	80.8	1,107	198.0	2,053	211.9	1,246	135.1	5,792	169.5	
968	124.7	8,779	147.2	726	133.9	1,126	214.5	579	71.1	936	94.9	648	146.6	4,015	121.3	
417	105.3	2,951	123.8	245	66.2	484	353.3	1,055	708.1	1,192	1419.0	300	211.3	3,276	371.4	
514	138.5	7,726	153.1	414	65.5	609	87.5	409	85.2	523	234.5	1,108	244.6	3,063	123.3	
1,091	43.4	18,611	87.7	1,312	75.3	803	67.6	1,142	70.5	1,650	193.9	5,250	507.7	10,157	157.8	
6,390	126.4	71,613	111.5	5,839	69.6	7,877	146.2	11,663	118.8	7,657	161.4	5,773	127.5	38,809	118.1	
369	1757.1	1,741	—	1,123	630.9	314	3925.0	708	8850.0	420	7000.0	528	3300.0	3,093	1431.9	
12,167	110.4	139,339	109.1	12,365	93.4	12,850	132.5	18,884	128.9	15,784	172.9	16,871	165.4	76,754	134.8	
52,544	102.4	580,191	112.2	61,854	138.1	55,200	134.3	75,091	135.3	76,269	158.1	75,032	166.1	343,446	146.3	
4,276	147.2	43,372	104.7	3,808	125.2	3,948	104.2	4,291	123.2	4,469	132.3	3,221	88.8	19,737	114.0	
2,069	105.6	27,739	115.7	2,173	144.1	2,171	132.1	3,498	127.7	2,729	115.8	3,078	94.5	13,649	118.6	
4,395	189.5	25,187	108.4	1,519	79.0	1,095	67.0	2,735	141.1	3,113	227.1	1,809	84.6	10,271	114.1	
1,958	128.8	16,722	103.7	1,643	193.1	1,407	111.5	3,016	202.8	1,797	267.0	1,772	131.6	9,635	171.4	
4,385	155.1	34,099	95.7	2,687	128.1	3,923	150.0	3,287	132.5	3,391	157.0	2,828	110.2	16,116	135.2	
17,083	148.1	147,119	104.8	11,830	125.6	12,544	114.6	16,827	138.7	15,499	155.9	12,708	98.2	69,408	125.4	
5,023	106.4	47,721	101.3	3,101	85.7	4,094	99.1	5,439	126.6	4,420	119.4	3,683	133.1	20,737	112.0	
1,799	100.4	20,589	113.8	1,355	85.1	1,804	105.9	2,093	110.0	2,153	141.9	1,589	150.2	8,994	115.7	
1,829	86.9	14,293	71.7	1,089	111.1	1,705	100.1	2,410	179.7	1,420	104.3	693	76.9	7,317	116.4	
1,059	218.4	8,971	140.5	435	81.2	511	88.9	715	93.0	770	123.0	867	138.3	3,298	105.3	
95	123.4	2,383	190.5	107	63.3	71	21.6	106	129.3	357	290.2	159	160.6	800	99.9	
14	40.0	152	103.4	13	130.0	3	17.6	5	35.7	5	38.5	250	806.5	276	324.7	
22,215	135.7	197,375	104.5	15,051	113.9	16,712	108.4	22,377	135.4	20,281	147.2	16,800	106.1	91,221	122.0	
34,581	119.5	312,684	117.0	31,094	149.7	31,211	135.5	39,265	158.9	35,805	131.5	30,350	104.7	167,725	134.5	
1,281	76.8	17,158	89.0	1,849	100.5	2,429	141.3	2,259	380.9	3,264	392.8	3,220	255.6	13,021	208.6	
5,593	407.1	30,160	153.3	1,611	103.9	2,129	213.5	1,540	77.7	1,987	50.1	3,789	149.1	11,056	100.2	
41,455	129.6	360,002	117.6	34,554	143.0	35,769	139.0	43,064	157.9	41,056	128.2	37,359	113.9	191,802	135.1	
877	73.5	10,694	105.4	642	91.8	840	137.5	982	63.3	628	96.6	827	97.0	3,919	89.8	
105	125.0	1,155	24.8	138	475.9	43	9.8	16	15.1	35	19.8	87	174.0	319	39.8	
982	76.9	11,849	80.1	780	107.1	883	84.1	998	60.2	663	80.2	914	101.2	4,238	82.0	
375	58.3	6,831	91.3	387	55.2	621	133.3	940	153.8	983	189.0	470	108.0	3,401	124.4	
328	194.1	1,035	98.6	4	200.0	40	4000.0	174	—	18	30.5	20	11.1	256	105.8	
703	86.6	7,866	92.2	391	55.6	661	141.5	1,114	182.3	1,001	172.9	490	79.7	3,657	122.9	
599	92.9	5,339	84.7	302	80.3	170	35.6	234	89.3	394	172.8	1,053	406.6	2,153	134.4	
240	30.7	835	51.9	23	13.7	185	112.1	119	—	17	10.5	29	21.6	373	59.3	
118,738	115.1	1,163,457	111.5	112,955	134.2	109,580	129.8	142,997	140.4	139,681	145.8	131,677	137.6	636,890	137.9	
117,768	114.5	1,155,763	111.3	111,969	133.5	108,563	129.7	141,779	140.0	138,161	145.2	130,435	137.7	630,907	137.5	

会 員 名 簿

(2026年7月1日現在・50音順)

	会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
あ	アイダエンジニアリング(株)	〒252-5181	神奈川県相模原市緑区大山町2-10	042-772-5231	042-772-0787	https://www.aida.co.jp
	(株)アマダ	〒259-1196	神奈川県伊勢原市石田200	0463-96-1111	0463-94-9781	https://www.amada.co.jp
い	イグス(株)	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル	03-5819-2030	03-5819-2055	https://www.igus.co.jp
	(株)池貝	〒311-3501	茨城県行方市芹沢920-52	0299-55-3111	0299-55-3119	http://www.ikegai.co.jp/
え	(株)イワシタ	〒910-2175	福井市円成寺町1-6	0776-41-0666	0776-41-3715	https://www.iwashita-net.com
	(株)エグロ	〒394-0043	長野県岡谷市御倉町8-14	0266-23-5511	0266-22-6071	http://www.eguro.co.jp
	エヌ・エス・エス(株)	〒947-0035	新潟県小千谷市桜町2379-1	0258-82-2255	0258-82-5382	https://e-nss.com
	FNS(株)	〒651-2271	神戸市西区高塚台3-2-32	078-997-6861	078-997-6862	https://www.fns-inc.jp/
	(株)エレニックス	〒252-0002	神奈川県座間市小松原2-26-18	046-255-8188	046-255-8103	http://www.elenix.co.jp/
	エンシュウ(株)	〒432-8522	静岡県浜松市中央区高塚町4888	053-447-2111	053-448-6718	https://www.enshu.co.jp/
お	(株)オーエム製作所	〒532-0003	大阪市淀川区宮原3-5-24 新大阪第一生命ビル8階	06-6350-1200	06-6350-1220	https://www.omltd.co.jp
	(株)大垣鉄工所	〒501-0473	岐阜県本巣市温井243-1	058-324-8811	058-320-0008	http://www.ogaki-tekkousyo.co.jp
	オークマ(株)	〒480-0193	愛知県丹羽郡大口町下小口5-25-1	0587-95-7823	0587-95-4091	https://www.okuma.co.jp
	大鳥機工(株)	〒689-1121	鳥取市南栄町19	0857-53-4611	0857-53-4614	http://www.ohitori-kiko.co.jp/
	(株)大宮マシナリー	〒363-0002	埼玉県桶川市赤堀1-25	048-729-1951	048-729-1950	http://www.ohmiya-machinery.co.jp/
	(株)岡本工作機械製作所	〒379-0135	群馬県安中市郷原2993	027-385-5800	027-385-5880	https://www.okamoto.co.jp
か	小川鉄工(株)	〒731-0501	広島県安芸高田市吉田町吉田1489-30	0826-42-4290	0826-42-4249	https://www.ogawa-iw.com
	(株)カシフジ	〒601-8131	京都市南区上鳥羽鴨田町6	075-691-9171	075-661-5270	http://www.kashifuji.co.jp/
	(株)唐津プレシジョン	〒108-0073	東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル	03-3451-6861	03-3451-6862	https://www.karats.co.jp
	(株)神崎高級工機製作所	〒661-0981	兵庫県尼崎市猪名寺2-18-1	06-6491-7106	06-6494-6842	https://www.kanzaki.co.jp
き	キタムラ機械(株)	〒939-1192	富山県高岡市戸出町1870	0766-63-1100	0766-63-1128	https://www.kitamura-machinery.co.jp
	共和産業(株)	〒370-0015	群馬県高崎市島野町890	027-352-1631	027-352-8041	https://www.kyowa-industrial.jp/
	(株)キリウ	〒326-0142	栃木県足利市小俣南町2	0284-62-2321	0270-40-0664	https://www.kiriu.co.jp
	(株)紀和マシナリー	〒518-0752	三重県名張市蔵持町原出522-51	0595-64-4758	0595-64-7529	https://www.kiwa-mc.co.jp
く	グルンドフォスポンプ(株)	〒431-2103	静岡県浜松市浜名区新都田1-2-3	053-128-4760	053-428-5005	https://jp.grundfos.com
	(株)クロイツ	〒448-0803	愛知県刈谷市野田町陣戸池102-7	0566-22-5263	0566-25-3339	https://www.kreuz.jp/
こ	黒田精工(株)	〒212-8560	神奈川県川崎市幸区堀江580-16 川崎テックセンター	044-555-3860	044-555-7216	https://www.kuroda-precision.co.jp
	小池酸素工業(株)	〒267-0056	千葉県緑区大野台1-9-3	043-226-5511	043-239-2141	https://www.koike-japan.com/home
	コマツNTC(株)	〒939-1595	富山県南砺市福野100	0763-22-2161	0763-22-2743	https://ntc.komatsu.jp/
	(株)コンドウ	〒442-0846	愛知県豊川市森6-98	0533-88-8200	0533-88-8206	http://www.gr-kondo.jp
さ	(株)サイダ・UMS	〒425-0054	静岡県焼津市一色143-10	054-624-6155	054-624-2307	https://www.saidagroup.jp/ums
	(株)桜井製作所	〒431-3124	静岡県浜松市中央区半田町720	053-432-1711	053-433-6115	https://www.sakurai-net.co.jp
し	(株)サワイエンジニアリング	〒437-1622	静岡県御前崎市白羽5516-25	0548-63-4752	0548-63-5551	https://www.sawairi-eng.co.jp
	(株)C&Gシステムズ	〒140-0002	東京都品川区東品川2-2-24天玉洲セントラルタワー	03-6864-0777	03-6864-0778	https://www.cgsys.co.jp/
	(株)シーイーシー	〒150-0022	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5JR恵比寿ビル8F	03-5789-2441	03-5789-2586	https://www.cec-ltd.co.jp
	シーメンス(株)	〒141-8644	東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエスタワー	03-3493-7411	03-3493-7422	https://new.siemens.com/jp/ja/html
	(株)ジェイテクト	〒448-8652	愛知県刈谷市朝日町1-1	0566-25-7211	0566-25-7311	https://www.jtekt.co.jp
	株ジェイテクトグライディングツール	〒444-3594	愛知県岡崎市舞木町字城山1-54	0564-48-5311	0564-48-6156	https://www.tools.jtekt.co.jp
こ	(株)ジェイテクトハイテック	〒104-0061	東京都中央区銀座7-11-15 東京ジェイテクトビル3階	03-4226-8109	03-4226-8110	https://www.hightech.jtekt.co.jp/
	(株)ジェイテクトマシンシステム	〒581-0091	大阪府八尾市南植松町2-34	072-922-7881	072-991-6518	https://www.machine.jtekt.co.jp/
	ジェービーエムエンジニアリング(株)	〒578-0965	大阪府東大阪市本庄西2-6-23	06-6744-7331	06-6744-7431	https://www.jbm.co.jp
	(株)シギヤ精機製作所	〒721-8575	広島県福山市箕島町5378	084-953-6631	084-954-2574	https://www.shigiya.co.jp
	(株)静岡鐵工所	〒421-1222	静岡市葵区産女1022	054-278-3451	054-278-3452	http://www.shizuokatekko.co.jp
す	シチズンマシナリー(株)	〒389-0206	長野県北佐久郡御代田町御代田4107-6	0267-32-5900	0267-32-5903	https://cmj.citizen.co.jp
	SYNOVA JAPAN(株)	〒152-0031	東京都目黒区中根2-10-4	03-3725-6778	03-3725-6779	https://www.synova.ch/jp
	芝浦機械(株)	〒410-8510	静岡県沼津市大岡2068-3	055-926-5180	055-925-6520	https://www.shibaura-machine.co.jp/
	(株)シマダマシンツール	〒441-0304	愛知県豊川市御津町佐脇浜3-1-18	0533-76-3381	0533-76-3386	http://www.smd.co.jp/
	新日本工機(株)	〒590-0157	大阪府堺市南区高尾2-500-1	072-271-1201	072-273-5594	https://www.snkc.co.jp/
	スター精密(株)	〒422-8654	静岡県駿河区中吉田20-10	054-263-1111	054-263-1057	https://star-m.jp/
せ	住友精密工業(株)	〒448-0857	愛知県刈谷市大手町2-29INOビル4F	0566-27-2350	06-6489-5902	https://www.spp.co.jp
	西部電機(株)	〒811-3193	福岡県古賀市駅東3-3-1	092-941-1500	092-941-1511	https://www.seibudenki.co.jp
	清和ジーテック(株)	〒699-0624	島根県出雲市斐川町2139-5	0853-72-0306	0853-72-0343	http://www.segtec.jp
	(株)ゼネテック	〒160-0022	東京都新宿区新宿2-19-1 ビッグス新宿ビル	03-3357-3044	03-3354-6144	https://www.genetec.co.jp/
そ	(株)そうぎょう	〒496-0833	愛知県津島市常盤町31-5	0567-22-0191	0567-22-0192	https://sogyo.co.jp/
	(株)ソディック	〒224-8522	横浜市中区築区仲町台3-12-1	045-942-3111	045-943-7880	https://www.sodick.co.jp
た	(株)ソフィックス	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-18-16 新横浜交通ビル	050-3823-3823	045-474-0068	http://www.sofix.co.jp
	大昭和精機(株)	〒579-8013	大阪府東大阪市西石切町3-3-39	072-982-2312	072-980-2231	https://www.big-daishowa.co.jp/

	会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
た	大日金属工業(株)	〒660-0892	兵庫県尼崎市東難波町5-27-1	06-6401-1841	06-6401-1842	http://www.dainichikinzoku.co.jp
	高松機械工業(株)	〒924-8558	石川県白山市旭丘1-8	076-274-0123	076-274-8530	https://www.takamaz.co.jp
い	(株)TAKISAWA	〒701-0164	岡山市北区撫川983	086-293-6111	086-293-5571	https://www.takisawa.co.jp
	(株)武田機械	〒918-8188	福井市三尾野町1-1-1	0776-33-0043	0776-33-3343	http://www.takeda-kikai.co.jp/
つ	(株)ツガミ	〒103-0012	東京都中央区日本橋富沢町12-20 日本橋T&Dビル	03-3808-1711	03-3808-1511	https://www.tsugami.co.jp
	津根精機(株)	〒939-2613	富山市婦中町高日附852 婦中機械工業センター内	076-469-3330	076-469-5244	https://www.tsune.co.jp
て	DMG森精機(株)	〒450-0002	名古屋市市中村区名駅2-35-16	052-587-1811	052-587-1818	https://www.dmgmori.co.jp
	(株)テクトレージ	〒222-0036	横浜市港北区小机町1521-5	045-530-5941	045-530-5942	https://www.techtrage.co.jp/
	テラル(株)	〒720-0003	広島県福山市御幸町森脇230	084-955-1111	084-955-5777	https://www.teral.net
	(株)東京精機工作所	〒144-0044	東京都大田区本羽田2-6-1	03-3744-0809	03-3743-1560	https://www.k-tsk.co.jp
と	(株)東京精密	〒192-8515	東京都八王子市石川町2968-2	042-642-1701	042-642-1798	https://www.accrettech.com/jp/
	東洋精機工業(株)	〒391-8585	長野県茅野市宮川12715	0266-72-4135	0266-73-2872	http://www.toyosk.com
	トーヨーエイトック(株)	〒734-8501	広島市南区宇品東5-3-38	082-252-5212	082-256-0264	https://www.toyo-at.co.jp
	中村留精密工業(株)	〒920-2195	石川県白山市熱野町口-15	076-273-1111	076-273-4801	https://www.nakamura-tome.co.jp/
な	(株)ニイガタマシンテクノ	〒950-0821	新潟市東区岡山1300	025-274-5121	025-271-5827	https://www.n-mtec.com/
	(株)西田機械工作所	〒596-0817	大阪府岸和田市岸の丘町3-3-50	072-479-5161	072-479-5162	https://www.nishida-machine.co.jp
に	(株)日進機械製作所	〒431-3195	静岡県浜松市中央区有玉西町300	053-471-9151	053-471-1289	http://www.nissin-cg.co.jp
	ニデックオーケーケー(株)	〒520-3017	滋賀県栗東市六地藏130	075-280-3928	077-280-3921	https://www.nidec.com/jp/nidec-okk/
	ニデックマシンツール(株)	〒520-3080	滋賀県栗東市六地藏130	077-553-3300	077-552-3745	https://www.nidec.com/jp/nidec-machinetool/
	日本スピードショア(株)	〒575-0013	大阪府四條畷市田原台8-2-5	0743-78-9000	0743-78-8738	https://www.speedshore.co.jp/
	日本精機(株)	〒430-0814	静岡県浜松市中央区恩地町1555	053-425-3008	053-426-0439	https://www.nihon-seiki.co.jp
	日本電子(株)	〒196-8558	東京都昭島市武蔵野3-1-2	042-542-2124	042-546-9732	https://www.jeol.co.jp
の	(株)野村製作所	〒596-0001	大阪府岸和田市磯上町3-25-1	072-438-8285	072-438-8286	http://www.nomurass.co.jp
	野村DS(株)	〒198-0023	東京都青梅市今井3-1-12	0428-30-1311	0428-30-1312	https://www.nomurads.com
は	HAWEジャパン(株)	〒454-0825	名古屋市中区川区好本町2-2	052-365-1655	052-365-1656	https://www.hawe.com/ja-jp
	ハイマージャパン(株)	〒530-0037	大阪市北区松ケ枝町1-39 東天満エンビビル1階	06-4792-7980	06-4792-7871	https://haimer.com/
	(株)白山機工	〒924-0004	石川県白山市旭丘4-10	076-275-6631	076-276-8371	https://www.hakusankikko.co.jp/
	浜井産業(株)	〒141-0031	東京都品川区西五反田5-5-15	03-3491-0131	03-3494-7536	https://www.hamai.com/
ひ	ヒノデホールディングス(株)	〒812-8636	福岡市博多区鞆粕5-8-18ヒノデビルディング	092-476-0666	092-476-0682	https://hinode-holdings.co.jp/#1
ふ	ファナック(株)	〒401-0597	山梨県忍野村	0555-84-5555	0555-84-5512	https://www.fanuc.co.jp
	(株)FUJI	〒472-8686	愛知県知立市山町茶碓山19	0566-81-2111	0566-81-8281	https://www.fuji.co.jp/
	(株)不二越	〒930-8511	富山市市不二越本町1-1-1	076-423-5111	076-493-5211	http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/
	フジ産業(株)	〒422-8004	静岡県駿河区国吉田1-6-37	054-267-7900	054-267-7910	https://www.fuji-sangyou.com
	富士電子工業(株)	〒581-0092	大阪府八尾市老原6-71	072-991-1361	072-991-1309	https://www.fujidenshi.co.jp
	(株)ブライオリティ	〒144-0045	東京都大田区南六郷3-1-1	03-5744-7891	03-5744-7893	http://www.priority.co.jp/
	ブラザー工業(株)	〒448-0803	愛知県刈谷市野田町北地藏山1-5	0566-95-0075	0566-25-3721	https://www.brother.co.jp/
	ブルームーノボテスト(株)	〒485-0026	愛知県小牧市大山2202-1	0568-74-5311	0568-74-5655	https://www.blum-novotest.com
へ	(株)平安コーポレーション	〒431-2103	静岡県浜松市浜名区新都田1-5-2	053-428-5321	053-428-5631	https://www.heiancorp.com/
	ベッコフオートメーション(株)	〒231-0062	横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル18F	045-650-1612	045-650-1613	https://www.beckhoff.co.jp
ほ	豊和工業(株)	〒452-8601	愛知県清須市須ヶ口1900-1	052-408-1251	052-400-7108	https://www.howa.co.jp
	ホーコス(株)	〒720-8650	広島県福山市草戸町3-12-20	084-922-2600	084-922-2609	https://www.horkos.co.jp
	マーボス(株)	〒143-0025	東京都大田区南馬込5-34-1	03-3772-7011	03-3772-7093	https://www.marposs.com/jpn/
	(株)牧野フライス製作所	〒152-8578	東京都目黒区中根2-3-19	03-3717-1151	03-3723-4621	https://www.makino.co.jp
	(株)松浦機械製作所	〒910-8530	福井市東森田4-201	0776-56-8100	0776-56-8150	https://www.matsuura.co.jp/
み	三井精機工業(株)	〒350-0193	埼玉県比企郡川島町八幡6-13	049-297-5555	049-297-4714	http://www.mitsuiseiki.co.jp
	(株)三井ハイテック	〒807-8588	福岡県北九州市八幡西区小嶺2-10-1	093-614-1111	093-614-1200	https://www.mitsui-high-tec.com/
	(株)ミットヨ	〒213-8533	神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1	044-813-8201	044-813-8210	https://www.mitutoyo.co.jp/
	三菱電機(株)	〒100-8310	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビル	03-3218-6540	03-3218-6822	https://www.mitsubishielectric.co.jp/
	ミロク機械(株)	〒783-0054	高知県南国市比江836	088-862-1136	088-862-2898	https://www.miroku-gd.co.jp/
	村田機械(株)	〒612-8686	京都市伏見区竹田向代町136	075-672-8111	075-672-8691	https://www.nijiku.jp/
や	安田工業(株)	〒719-0303	岡山県浅口市郡里庄町浜中1160	0865-64-2511	0865-64-4535	http://www.yasda.co.jp
	(株)山崎技研	〒782-0010	高知県香美市土佐山田町 テクノパーク2	0887-57-6222	0887-57-6223	https://www.yamasakigiken.co.jp/
	ヤマザキマザック(株)	〒480-0197	愛知県丹羽郡大口町竹田1-131	0587-95-1131	0587-95-3611	https://www.mazak.com
	山科精器(株)	〒520-3001	滋賀県栗東市車坂525	077-558-2311	077-558-2319	https://www.yasec.co.jp/
り	リックス(株)	〒812-0007	福岡市博多区東比恵1-4-10 5階	092-472-7311	092-474-3399	https://www.rix.co.jp/
れ	レニショー(株)	〒160-0004	東京都新宿区四谷4-29-8 レニショービル	03-5366-5315	03-5366-5320	https://www.renishaw.jp/
ろ	碌々スマートテクノロジー(株)	〒108-0074	東京都港区高輪4-23-5	03-3447-3421	03-3440-5567	http://www.roku-ro



編集後記

★ 速報値ですが、2026年6月の工作機械受注は、単月で史上初めて2,000億円を突破しました。昨年（2025年）も暦年で過去4番目という高水準の受注を獲得しましたが、今年は6月時点で前年同月比約35%プラスと、さらに勢いを増している状況です。特に外需の伸びが顕著ですが、これは日本の工作機械が世界で高く評価されている確かな証拠だと思います。

★ 本稿を執筆している時点で、サッカーワールドカップはベスト4が出そろった段階です。奇しくも、FIFAランキング1～4位の強豪国が順当に駒を進めました。連覇を狙うアルゼンチンをはじめ、フランス、スペイン、イングランドと強豪揃いです。日本代表は残念ながらベスト32でブラジルに敗れてしまいました。残すところ3位決定戦を含め4試合ですが、世界最高峰の戦いを最後まで楽しみたいと思います。（F.M）

★ 休日の暇な時間、何の気なしにYouTubeを見ていて印象に残ったものを以下に。戦後、極東軍事裁判で巣鴨から出てきた人の中には、外国の政府関係ご当局と「取引き」をしていた人がいた、それを拒んだ人の中には、責任を背負う形で極刑を受け入れた人がいた、と。出てきた人は戦後、取引先のご指示に従って、戦時中外地で作った資金を基に社会の表に出ないところで活躍した人もいれば、政界で政策策定を進めた人もいた、マスコミで世論を誘導していた人もいた、と。そして、生きるか死ぬかがかかっている状態にあって、取引きを選択した人を一概には責められない、とも。発信者によると、その国の公文書館に行けば誰がその日本人エージェントだったかの資料がちゃんと残っている、都市伝説の類ではない、と。考えてみると、ウィキペディアなどのサイトではかなり前から、そのような内容が書き込まれていたらしい。検証する新聞報道とかテレビ番組の一つや二つぐらいあってもよさそうなものだ。騒ぎを起こすと書いた記者やその会社に危険がおよぶので誰も触れないとか、素人にはうかがい知れない業界事業でもあるのだろう。（H.S）

禁無断転載

工作機械

No.284 7月号 2026年7月23日発行

編集発行人 柚原 一 夫

発行所 一般社団法人 日本工作機械工業会

東京都港区芝公園3-5-8 〒105-0011

TEL. 03(3434)3961

FAX. 03(3434)3763

URL <https://www.jmtba.or.jp>